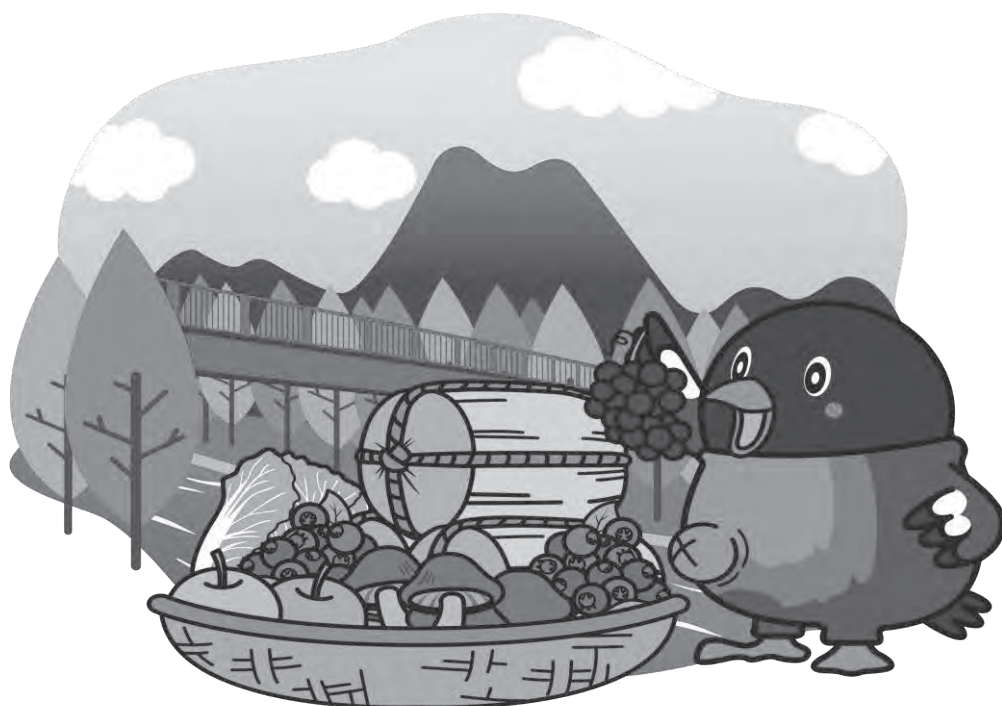


やさしさあふれるまち
第2次吉備中央町
地域福祉計画

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度



みんながつながる地域へ

令和6年3月

岡山県吉備中央町

やさしさあふれるまち

第2次吉備中央町 地域福祉計画

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画の概要	1
1. 「地域福祉計画」とは	1
2. 「成年後見制度利用促進基本計画」とは	2
3. 「地方再犯防止推進計画」とは	2
4. 計画の位置づけ	3
5. 計画の期間	4
6. 計画策定の流れ	5
第2節 本町の現状	6
1. 人口の状況	6
2. 要支援・要介護者の状況	7
3. 障害のある人の状況	8
4. 生活保護受給者の状況	9
5. 地域福祉活動の状況	10
第3節 第1次計画の取組状況の評価	11
第4節 基本目標に向けた現状と課題のまとめ	14
第2章 計画の基本的な考え方	23
1. 基本理念	23
2. 基本目標	23
3. 計画の体系	24
第3章 地域福祉の推進	25
第1節 誰もがいきいきと暮らす地域づくり	25
1. 健康づくりと生きがいの推進	25
2. 福祉サービスの充実	28
3. 生活困窮者等への支援	33
4. 権利擁護活動の推進	34
5. 暮らしやすい環境の整備	37
6. 再犯防止の推進	39
第2節 思いやり、支え合う地域づくり	41
1. 福祉意識の向上	41
2. 福祉活動の担い手の育成	43
3. 防災対策の推進	45
第3節 みんながまるごとつながる地域づくり	47
1. 相談支援体制の整備	47
2. 地域づくりの推進	50

第4章 計画の推進体制	53
1. 関係機関との連携	53
2. 計画の達成状況の点検及び評価	53
資料1	
町民アンケート調査概要.....	54
資料2	
吉備中央町地域福祉計画策定委員会規則.....	67
資料3	
地域福祉計画策定委員名簿.....	69
資料4	
地域福祉計画の策定経過.....	70

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の概要

1. 「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条第1項の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総括的な計画として、市町村が策定する計画です。

この計画は、「高齢者福祉計画」や「障害者計画」などの他の計画とは異なり、高齢者や障害者といったサービスの「対象者」に着目するのではなく、「地域」に着目し、地域における要支援者（高齢者、障害のある人、子育て家庭などをはじめとする、日常生活に何らかの支援を要する人）の生活課題の解決のための方策について定める計画です。

(参考) 社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2. 「成年後見制度利用促進基本計画」とは

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第219号。）の施行により、「成年後見制度利用促進基本計画」を定めるよう努めることが求められました。この計画は成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。町では、地域福祉計画に成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることとします。

(参考) 成年後見制度の利用の促進に関する法律より抜粋

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3. 「地方再犯防止推進計画」とは

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）の施行により、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めることが求められました。この計画は再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。今回策定する地域福祉計画に、再犯防止推進法第8条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」を包含するものとします。

(参考) 再犯防止推進法より抜粋

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

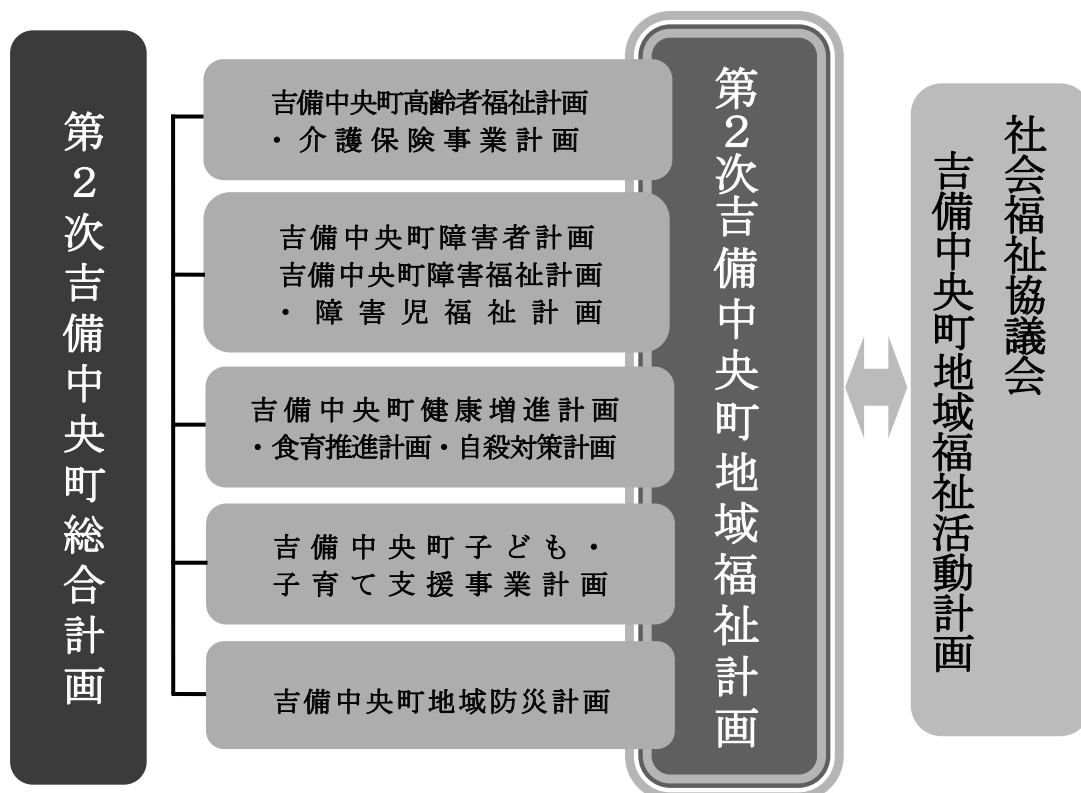
4. 計画の位置づけ

この計画は、吉備中央町総合計画の基本構想に即し、社会福祉法第107条第1項に規定された地域福祉の推進に関する事項を基本に策定するものであり、町のまちづくり及び将来像である「第2次吉備中央町総合計画」に掲げる基本方針「子どもたちの笑い声があふれる懐かしくて新しいふるさとの創造」を実現するための地域福祉を具体化し推進するものです。

また、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画」「子ども・子育て支援事業計画」「地域防災計画」などの関連計画との関係については、それぞれの個別計画に明記された地域福祉に関する事項について連携、整合性が図られなければなりません。

また、「吉備中央町地域福祉活動計画」は、地域住民、社会福祉に関する活動を行う関係者や各種団体、福祉の専門機関が主体となり、地域課題解決の取り組みがより一層進むよう吉備中央町社会福祉協議会が策定した計画です。町と社会福祉協議会のこの二つの計画は共通のテーマに基づいて作成され、相互に補完しあいながら地域福祉の向上を目指すものであり、住民主体の取り組みを推進するものです。

こうしたことから、個別計画の対象者を中心とした地域福祉に関する事項を包含するとともに、自助・互助・共助・公助のバランスと連携のあり方を考えながら、地域福祉の共通の理念を示す総括的な計画とします。



5. 計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

ただし、計画期間内であっても、保健医療の動向、社会・経済情勢の変化や制度改正等に対応するため、必要に応じて計画を見直すこととします。

計画	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
総合計画		第2次(前期)			第2次(後期)									
地域福祉計画		第1次						第2次						
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画		第7期			第8期			第9期		第10期				
障害者計画		計画期間(H29~R2)			計画期間(R3~R8)									
障害福祉計画		第5期			第6期		第7期		第8期					
障害児福祉計画		第1期			第2期		第3期		第4期					
健康増進計画・食育推進計画・ 自殺対策計画		第2次												
子ども・子育て支援事業計画		第1期		第2期					第3期					
地域福祉活動計画								第1次						

6. 計画策定の流れ

地域福祉計画は、地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法に示された新しい社会福祉の理念を達成するための計画です。すなわち、自立生活に必要な多様なサービスを提供する体制づくりを行うことにより、誰もが、住み慣れた地域で、自分らしく、安心して生きがいを持って生活を送ることができるよう、地域の人々との合意を図りながら策定される計画です。

よって、計画策定において、サービスの提供やその適切な利用のための支援、計画の進行管理や評価のあり方及びそれらにおける役割分担などについて、サービスの利用者であり担い手である地域の人々抜きにして決定することはできません。また、さまざまな生活課題を明確にし、その解決策を地域の人々が一緒に考えることが重要です。

以上のことから、町ではまず18歳以上の町民、1000人に対してアンケートを実施し、地域での暮らしや地域との関わり、日々の生活における相談体制や福祉に関する意識や要望について調査し、その結果をまとめました。その後、策定委員会を立ち上げ、会議では活発な意見を出し合い、課題や解決策などについて話し合いを行いました。

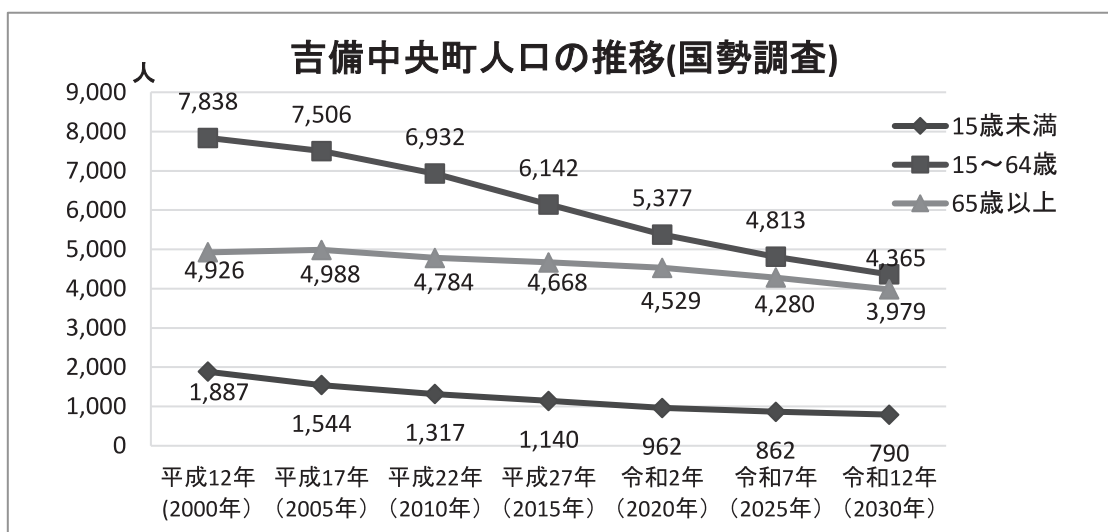
この地域福祉計画を実行するには、社会資源を有効活用することが大切です。しかしながら、地域によって資源や課題は様々であり、地域との協議を重ねながら進めることとします。

今後、増大、多様化する福祉ニーズに対して、個人、地域の人々、事業所・団体及び行政が互いに理解し合い、それぞれの長所を生かし、解決していくことが、より良い効果を生むこととなります。計画の推進に際しては、様々な分野の機関との連携強化を一層図ります。

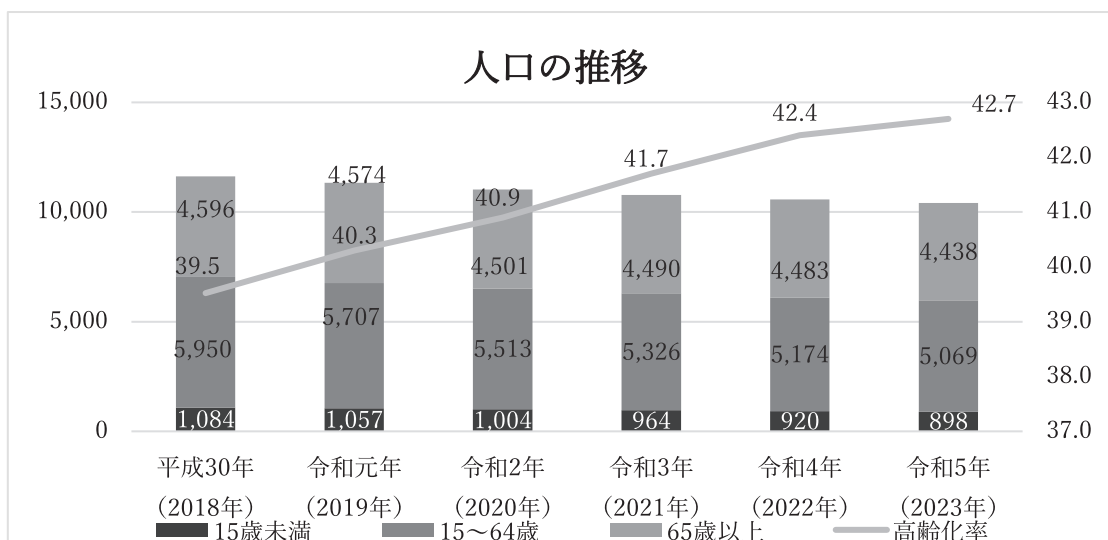
第2節 本町の現状

1. 人口の状況

町は、近年、人口が著しく減少しており、令和2年国勢調査の人口は、10,868人です。年齢区分別に人口構成をみると、15歳未満(年少人口)及び15～64歳(生産年齢人口)が年々減少し、65歳以上(老年人口)が平成17年をピークにしだいに減少しています。令和2年国勢調査の総人口に対する年少人口の割合は8.8%、生産年齢人口の割合は49.5%、老年人口の割合は41.7%です。岡山県内の生産年齢人口割合57.3%、老年人口割合30.4%と比べると町の高齢化が進んでいることがわかります。



資料：国勢調査、令和7年・令和12年の推計人口は国立社会保障・人口問題研究所による人口推計より

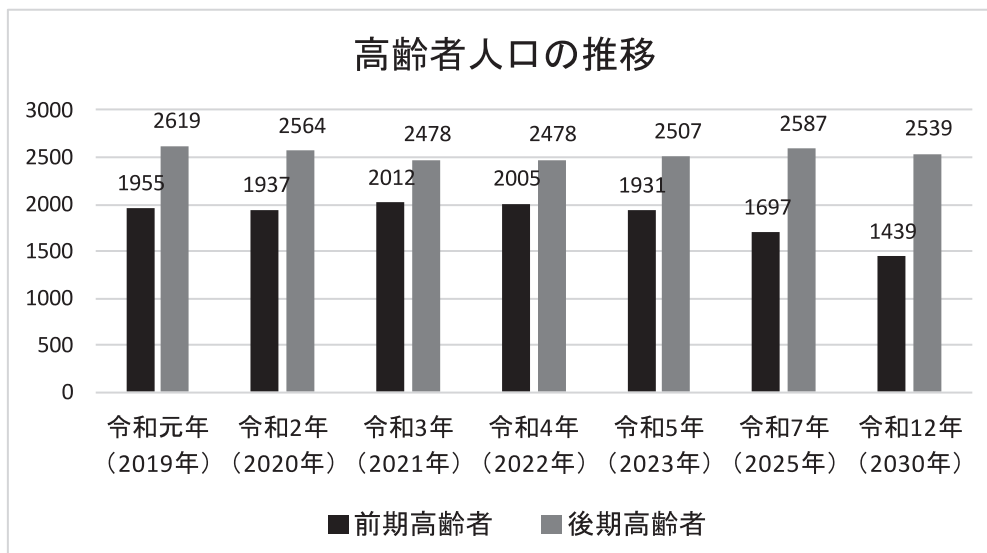


資料：住民基本台帳 (4/1現在)

町の高齢化率をしてみると、平成30年に39.5%でしたが、令和5年では42.7%になっており、高齢化が進んでいます。

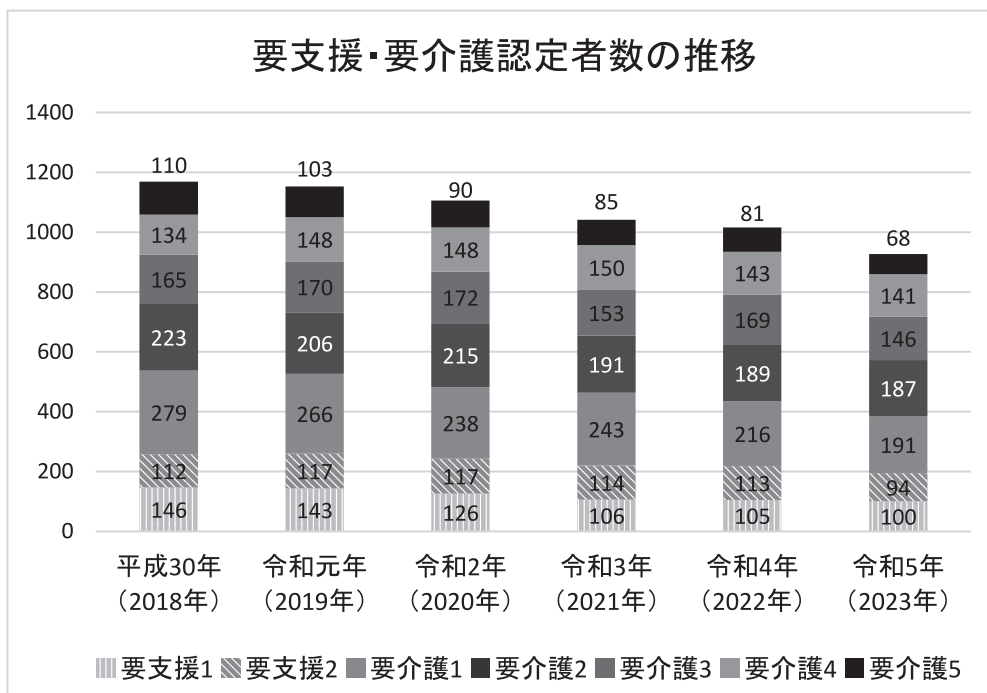
2. 要支援・要介護者の状況

高齢者（65歳以上）数の推移をみると、高齢者全体としては減少しています。75歳以上の後期高齢者は横ばい状態ですが、65歳以上の前期高齢者は令和4年以降減少しています。



資料：住民基本台帳

要支援・要介護認定者数の推移をみると、総数は減少しており、令和5年現在で927人となっています。介護度別にみると、比較的軽度な要支援1及び要介護1、重度者の要介護5が減少しています。



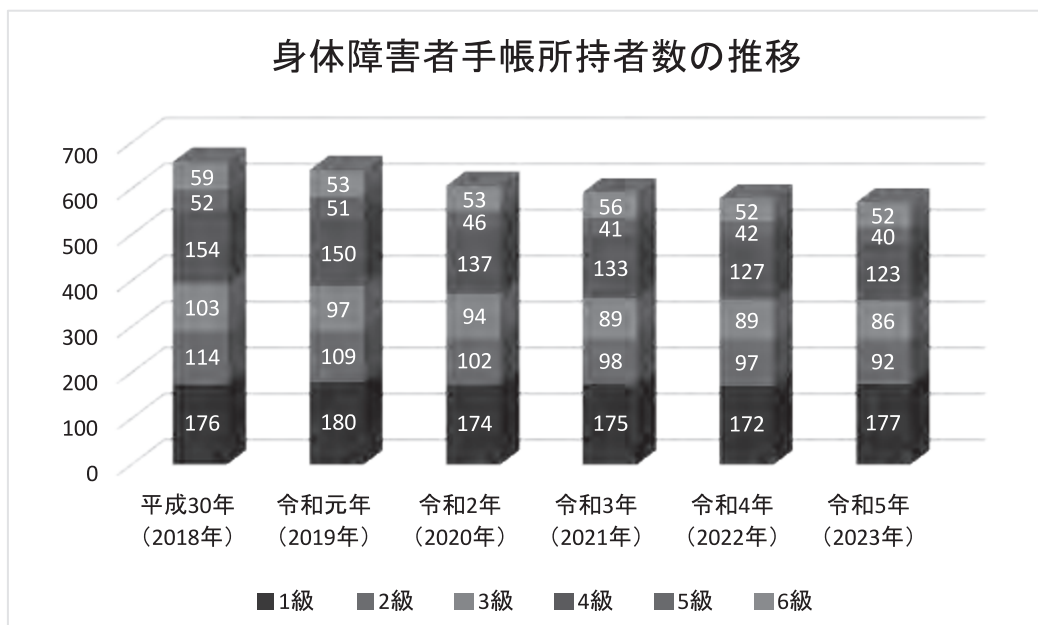
資料：福祉課

3. 障害のある人の状況

①身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成30年の658人より減少し、令和5年は571人となっています。

等級別では、1級が177人と他の等級に比べて多くなっています。

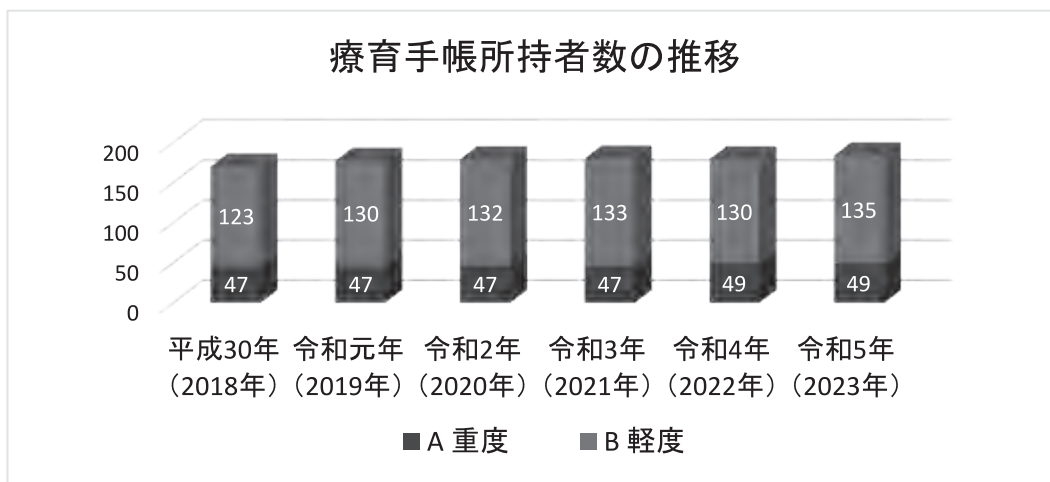


資料：福祉課

②療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、総数は横ばい状態で令和5年は184人となっています。

等級別では、令和5年はA重度が49人、B軽度が135人となっています。

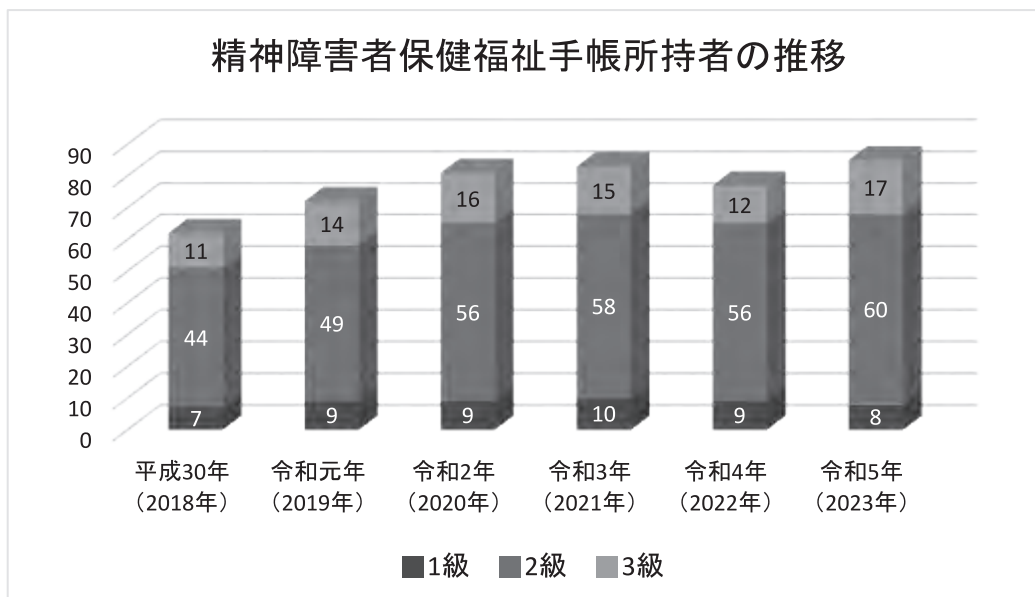


資料：福祉課

③精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、総数は増加傾向であり、令和5年は85人となっています。

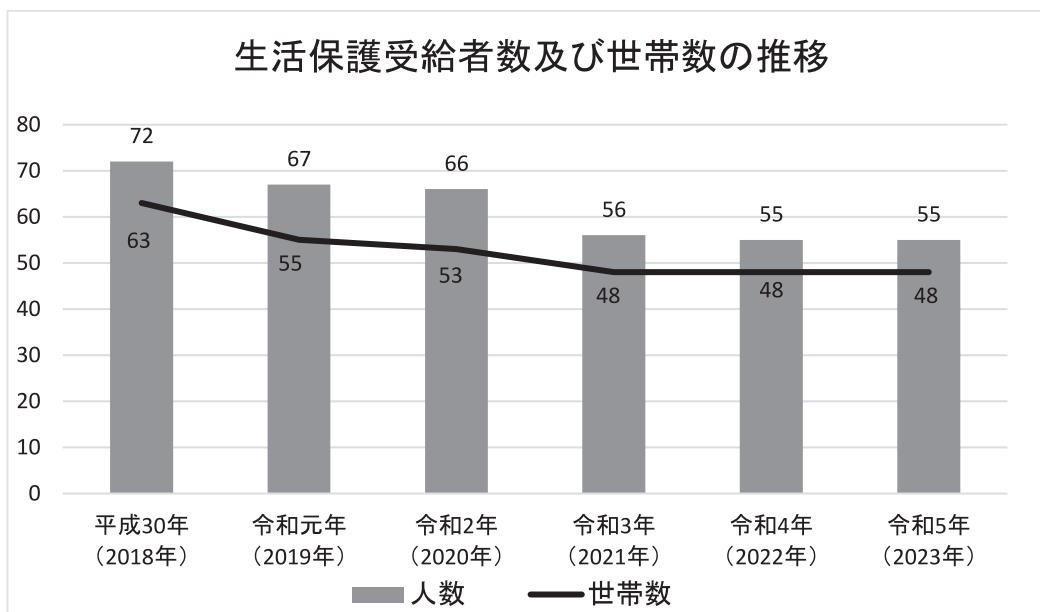
等級別では2級が多く、令和5年は60人となっています。



資料：福祉課

4. 生活保護受給者の状況

生活保護受給者数及び世帯数の推移をみると、平成30年以降、受給者及び世帯数とも減少傾向でしたが、令和3年からは横ばいで推移しており、令和5年は55人、48世帯となっています。



資料：福祉課

5. 地域福祉活動の状況

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、様々な問題を身近に相談できる相談体制が必要であり、民生委員児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等が活動しています。

区分	委員・相談員数
民生委員児童委員	58人
身体障害者相談員	3人
知的障害者相談員	2人
愛育委員	162人
栄養委員	48人
小地域ケア会議（社協）	11か所（R6～）

（令和5年12月1日現在）

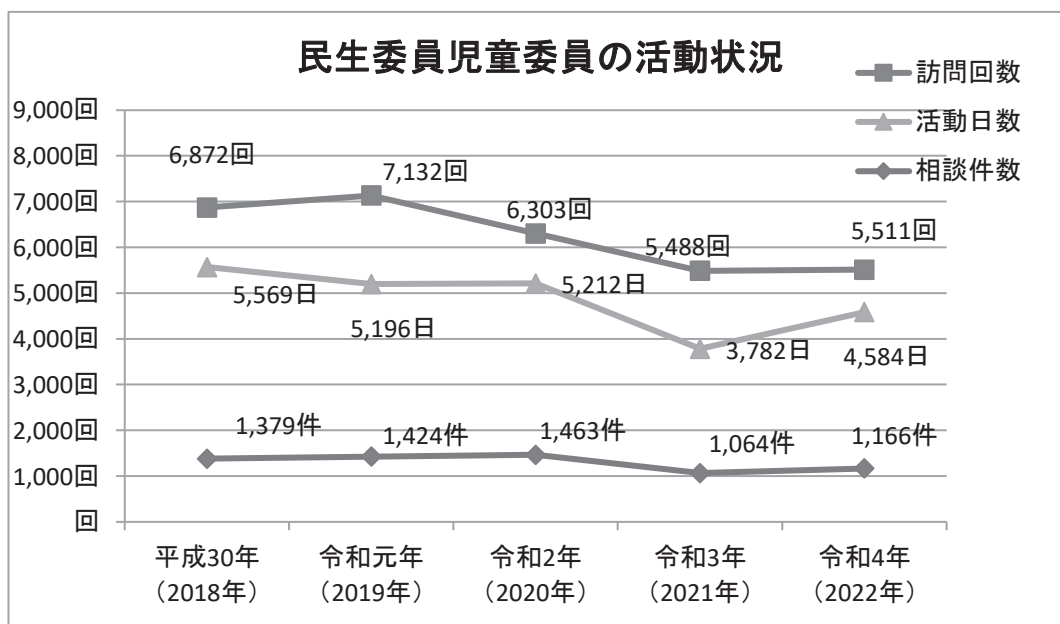
民生委員児童委員は、行政と町民のパイプ役として地域の相談・援助活動を行っており、支援を必要とする町民と行政・専門機関をつなぐため最前線で活動しています。訪問回数、活動回数ともにコロナ禍の影響もあり令和3年度以降は減少しています。

身体障害者相談員、知的障害者相談員は、障害のある方からの相談を受け、自身の経験など伝える活動を行っています。

愛育委員は地域の中で声かけや見守りをするとともに、検診の受診勧奨を行うなど、健康づくり活動を行っています。

栄養委員は減塩活動など食生活改善を図り、食事、運動、休養のバランスのとれた生活習慣の定着に向けた活動を行っています。

令和6年度から社会福祉協議会が福祉委員制度を廃止し、町内11地区において、全世代型の地域包括ケアシステムを構築するため、小地域ケア会議（まるごと会議）を立ち上げます。地域の困りごとや課題について自由に話せる場を設け、地域の課題解決に取り組みます。



第3節 第1次計画の取組状況の評価

第1次計画（平成30年度～令和5年度）では、基本理念「みんなの笑い声があふれる懐かしくて新しいふるさとの創造」の実現に向け、4つの基本目標を掲げ、地域福祉の推進を図ってきました。

第1次計画に掲げる各目標の推進項目は下記のとおりで、関係課により5区分による評価を行いました。

□評価の基準

評価	評価内容	達成状況
A	計画に掲げた取組内容を達成した	80%～100%
B	計画に掲げた取組内容を概ね達成した	60%～80%
C	計画に掲げた取組内容の達成に向けて動いた	40%～60%
D	計画に掲げた取組内容の達成に向けて動きはじめた	20%～40%
E	計画に掲げた取組内容を実施できなかった	20%未満

□取組状況の評価

基本目標	推進項目	評価
誰もがいきいきと暮らす地域づくり	1. 健康づくりと生きがいづくり	C
	3. 子ども・子育ての支援	B
	4. 高齢者の支援	C
	5. 障害者の支援	C
	6. 生活困窮者の支援	B
	7. 権利擁護活動の推進	B
	基本目標	推進項目
思いやり、支え合う地域づくり	1. 福祉活動人材の育成	C
	2. 地域福祉の意識の醸成	C
	3. 安全安心な地域づくり	C

基本目標	推進項目	評価
我が事として取り組む地域づくり	1. 見守り・助け合いの推進	C
	2. 相談支援体制の整備	B
	3. 福祉サービスの情報提供	B
	4. 誰もが暮らしやすい環境整備	C
基本目標	推進項目	評価
丸ごとつながる体制づくり	1. 地域の体制づくり	C

□主な取組

○基本目標 「誰もがいきいきと暮らす地域づくり」

- ・乳幼児健診における心理相談、保育園・こども園・幼稚園・小中学校での巡回相談を通じた相談体制を整え、発達障害児の早い段階からの支援について体制づくりを行いました。
- ・令和4年に成年後見相談センターを立ち上げ、制度や相談窓口の周知を行いました。

○基本目標 「思いやり、支え合う地域づくり」

- ・福祉まつりを開催し、福祉事業所による作品展示や福祉に関する実践発表や講演を行い、地域で支え合うことの大切さを伝えました。
- ・民生委員児童委員の協力により、災害時に活用するための避難行動要支援者名簿を更新しました。

○基本目標 「我が事として取り組む地域づくり」

- ・地域の高齢者が集える「通いの場」において、住民主体の活動が行えるよう運営支援を行いました。
- ・身近な相談窓口である民生委員児童委員から専門機関に繋がるよう、専門機関の職員と情報共有を行いました。
- ・高齢者や障害者の通院や買い物等に係る移動・外出支援について、町内巡回バスの運行やふれあいタクシーの対象者拡大、デマンドタクシーの運行エリア拡大などにより、利便性向上を図りました。

○基本目標 「丸ごとつながる体制づくり」

- ・生活支援コーディネーターと定期的に情報交換を行い、地域の現状について共有し、課題解決に向けた協議を行いました。

□今後の課題

○基本目標 「誰もがいきいきと暮らす地域づくり」

- ・各種がん検診や特定健診、後期高齢者健診の受診勧奨を行い、病気の早期発見に繋がりましたが、コロナ禍の影響もあり、受診率の向上には至りませんでした。
- ・認知症高齢者を抱える家族が交流や相談することができる認知症カフェの開設数を増やすことはできませんでした。
- ・障害者の就労について、公共職業安定所等の関係機関と連携を図りましたが、十分に組みませんでした。

○基本目標 「思いやり、支え合う地域づくり」

- ・近隣との関係性が希薄しており、地域の幅広い世代が関わり地域の課題や改善策を話し合う場づくりができませんでした。
- ・地域で支え合うことの大切さや支え合う活動を促進するための福祉意識向上を図る各種講座が、コロナ禍の影響もあり、計画通り実施できませんでした。
- ・避難行動要支援者名簿を基に、災害時の避難支援のために作成する「個別避難計画」が策定できませんでした。

○基本目標 「我が事として取り組む地域づくり」

- ・ひきこもりなど地域から孤立する若年層等に対して、必要な支援や見守りに繋がる働きかけが課題となっています。

○基本目標 「丸ごとつながる体制づくり」

- ・地区社協をはじめとする地域の見守り・支え合いの団体数は減少しており、地域づくりに向けた支援が必要となっています。

第4節 基本目標に向けた現状と課題のまとめ

本町における現状、町民アンケート調査から、取り組むべき課題について整理し、以下のよう
に3点にまとめました。

【現状と課題1】

○アンケートにおいて、「問8 日頃から心配なこと、気になることがありますか」の問いに
対し、「通院や買い物など日常の移動手段」が51.3%、次いで、「高齢者が安心して暮らせる
環境」が34.7%の回答でした。高齢化が進む中、一人暮らしや高齢者同士の世帯が増えてお
り、移動手段の確保など、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりが必要と
されています。

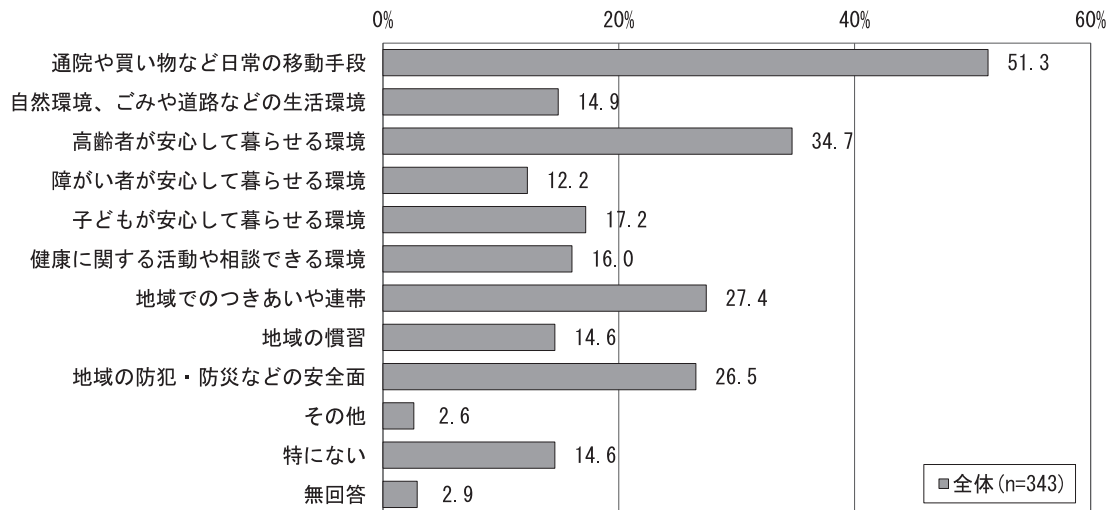
○問22 成年後見制度について、アンケートで「聞いたことがあるが、内容はわからない」
と「聞いたことがなく内容も知らない」の回答を合わせると、6割の町民が成年後見制度に
ついて認知度が低い状況となっています。町では令和4年に成年後見相談センターを立ち上
げ、制度や相談窓口の周知を行っているところです。町民への普及啓発や相談体制の充実を
図るとともに、関係機関との連携強化が求められています。

○少子高齢化が急速に進む地域において、交流拠点がなくにより、参加者が減り行事の
維持ができなくなってきています。集いの場やサロンなどにより地域の方が集い、活動する
場所を確保し充実させるとともに、高齢者だけでなく、若い世代との交流機会や障害者の生
きがいづくりの場が必要とされています。

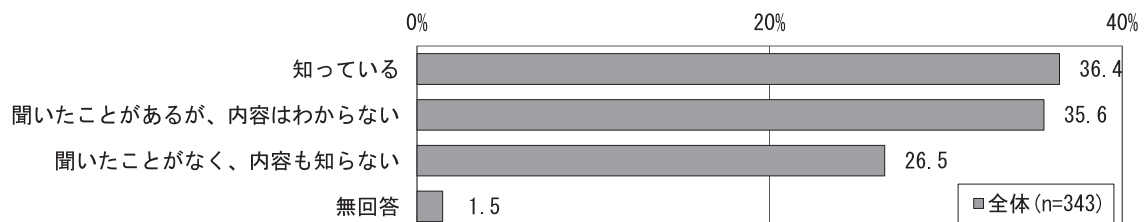


基本目標 誰もがいきいきと暮らす地域づくり

問8 あなたは、住んでいる地域で、日頃から心配なこと、気になることがありますか。それはどのようなことですか。(複数回答可)



問22 「成年後見制度」について知っていますか。



【現状と課題2】

○いつ、どこで起こるか分からない自然災害の発生状況から、災害時の対応が課題となっています。アンケートでは、「問 26 防災対策として重要だと思うこと」の問いに対して、「隣近所での声のかけあい」と回答した人が 73.5%と最も高く、「避難場所・施設の環境整備」が 49.6%でした。災害に対する関心が高まっており、自主防災組織の結成、訓練等の実施など、日頃からの防災への取り組みが必要とされています。

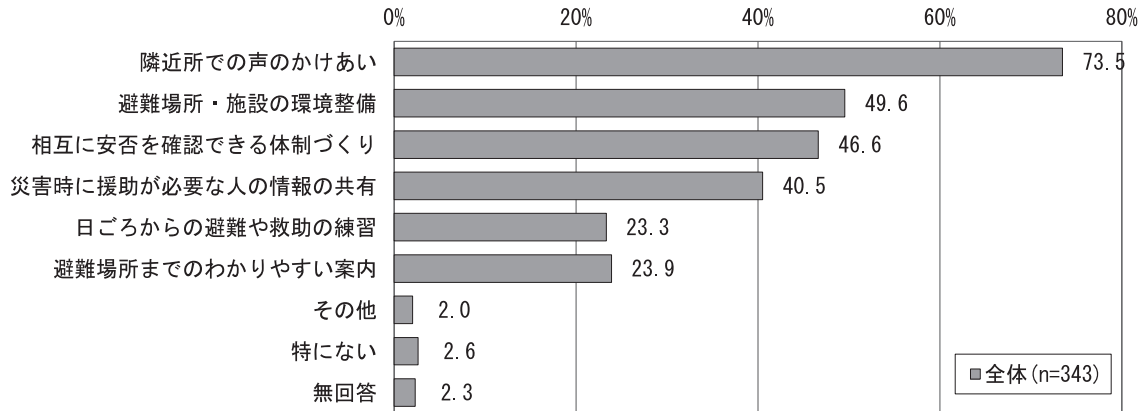
○アンケートにおいて、「問 10 参加している地域活動」の問いに対して、「自治会活動」の回答が最も多く 46.9%、次いで「公民館活動」が 20.7%でした。また、「参加していない」の回答が 3 割あり、特に 20 代で 7 割、30 代で 4 割となっています。さらに、「問 13 地域活動で課題・問題とは」の問いに「中心となる人が高齢化している」の回答が 57.4%、「活動する人の確保が難しい」が 43.4%となっています。地域活動において、参加者の高齢化が進んでおり、後継者不足により活動を支える役員等に負担が集中するなど、地域のリーダーとなる人材が少なくなっています。人と地域資源が繋がるよう、担い手の育成が重要となっています。

○アンケートにおいて、「問 14 手助けできると思う活動」の問いに対して、「見守り・安否確認」と回答した人が 35.6%で最も高く、一方で、「特にない」と回答した人は 25.1%で 4 人に 1 人の割合でした。地域のお世話役の高齢化により、地域での支え合いが難しくなっており、支え合い、助け合いができる仕組みづくりが必要となっています。

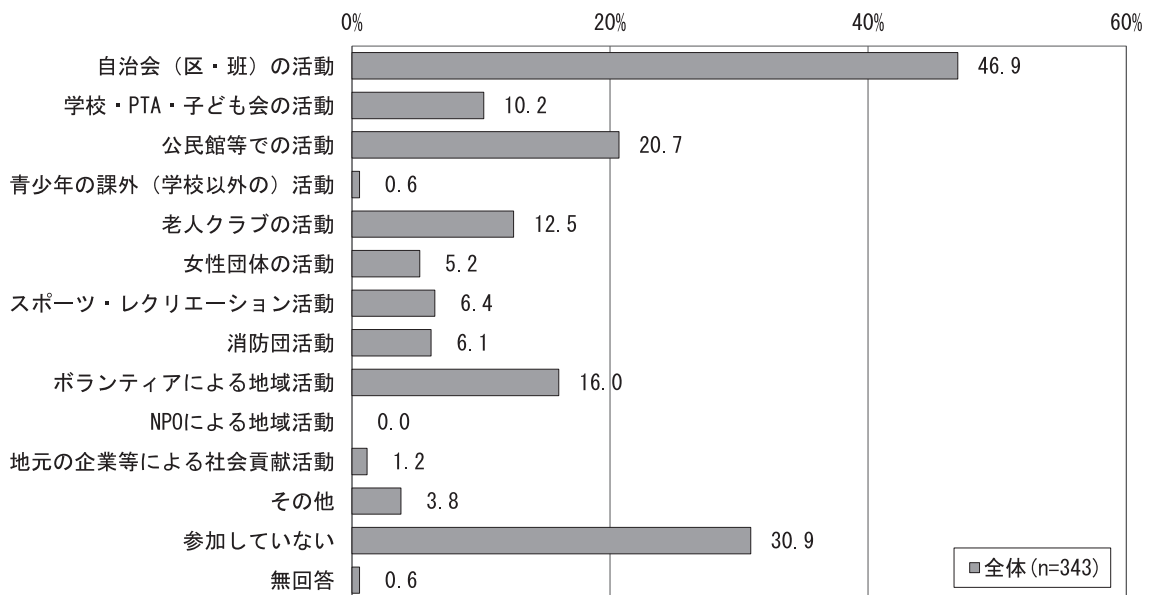


基本目標 思いやり、支え合う地域づくり

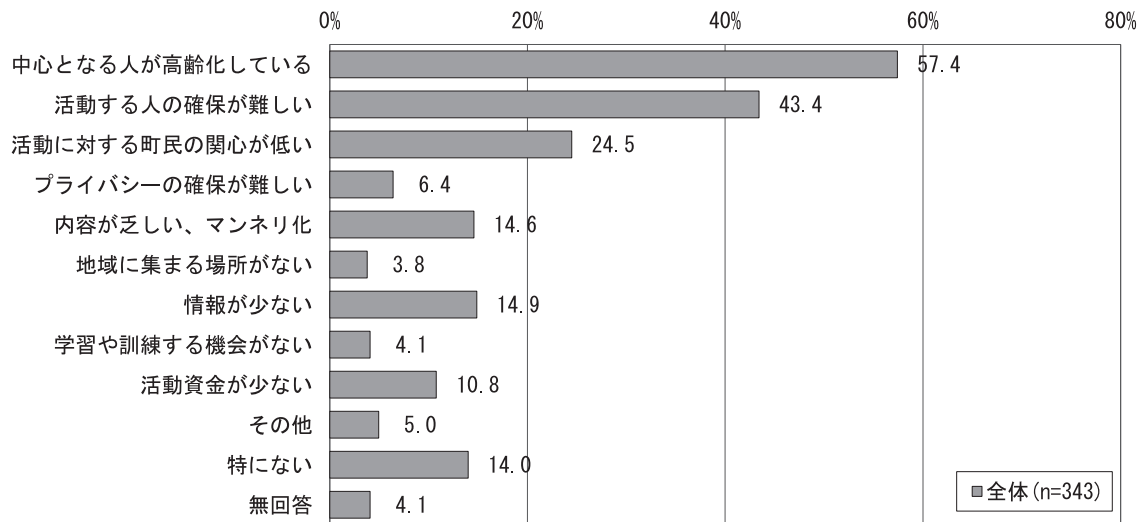
問 26 防災対策として地域で重要だと思うことは何ですか。(複数回答可)



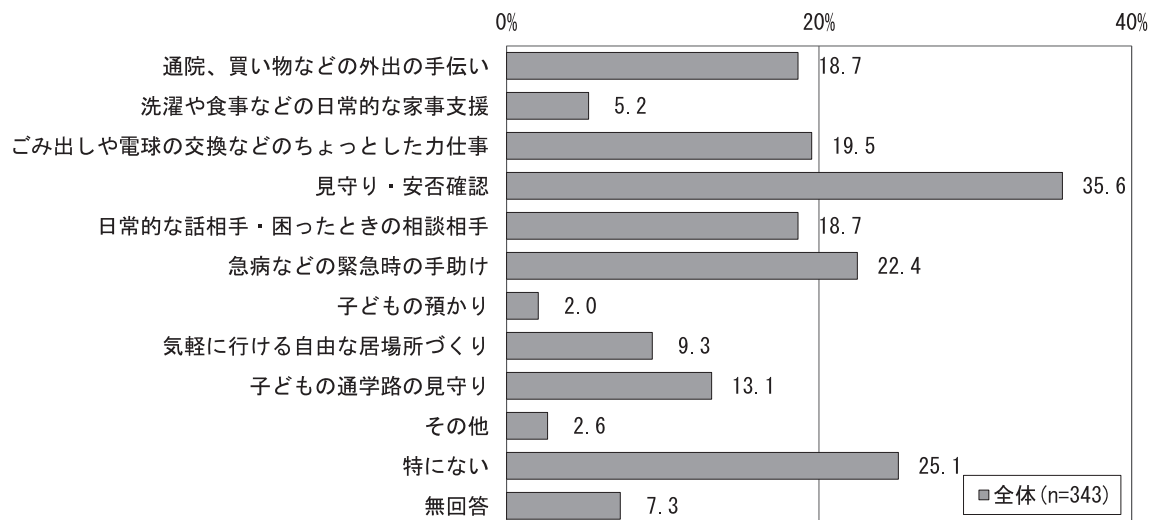
問 10 あなたが参加している地域活動は何ですか。(複数回答可)



問 13 あなたが地域の活動で課題・問題だと思うことは何ですか。(複数回答可)



問 14 あなたが手助けできると思う地域での支え合い活動は何ですか。(複数回答可)



【現状と課題3】

○アンケートにおいて、「問18 日々の生活で悩みや不安なこと」の問いに対して、「老後のこと」と回答した人が45.2%、「体調・健康面のこと」が42.3%となっています。また、20代は「家族のこと」、30代では「経済面のこと」、70歳以上は「体調・健康のこと」となっています。年代によって悩みや不安なことは様々であり、多様で複雑化した相談に応じることができる体制づくりが必要となっています。

○アンケートでは、「問17 地域での手助けを誰にして欲しいですか」の問いに対して、「隣近所の人」と回答した人が41.7%、「友人・知人」が32.9%でした。また、「社会福祉協議会職員」と回答した人が29.2%、「民生委員児童委員・福祉委員」が25.9%となっています。地域において、様々な相談や課題がある中、民生委員児童委員や社会福祉協議会の相談窓口としての役割が増しており、地域の課題を適切な支援に結びつけていくことができる体制整備が求められています。

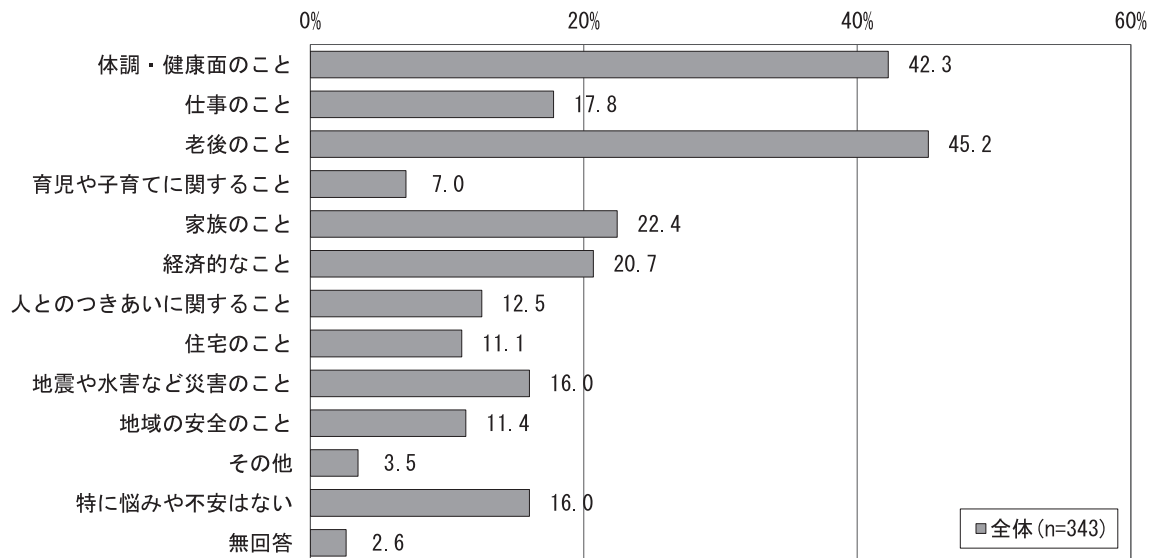
○町の情報発信について、アンケートでは「問21 福祉に関する情報をどこから入手していますか」の問いに対して、「町の広報紙・ホームページ」と回答した人が6割と最も多くなっています。また、「インターネット」と答えたのは20代で41.4%、30代で36.8%となっており、年代が下がるほどインターネットの割合が高くなっています。年代に応じた多様な手段により情報や施策を確実に町民に提供できることが求められています。

○アンケートにおいて、「問28 行政としてどのようなことに力を入れるべきか」の問いに対して、「困りごとをワンストップで気軽に相談できる身近な相談窓口の充実」と「隣・近所同士で助け合う体制づくりを促進」がそれぞれ4割になっており、町民の要望が高い施策だと考えます。相談窓口をよりわかりやすく町民の身近なものにすること、高齢化が進む中で地域の互助の取り組みを中心とした、地域づくりへの支援が重要となっています。

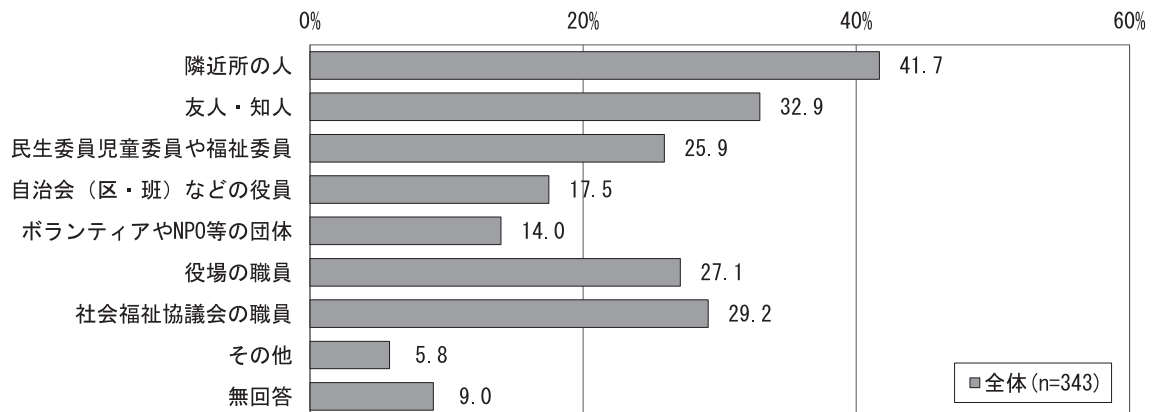


基本目標 みんながまるごとつながる地域づくり

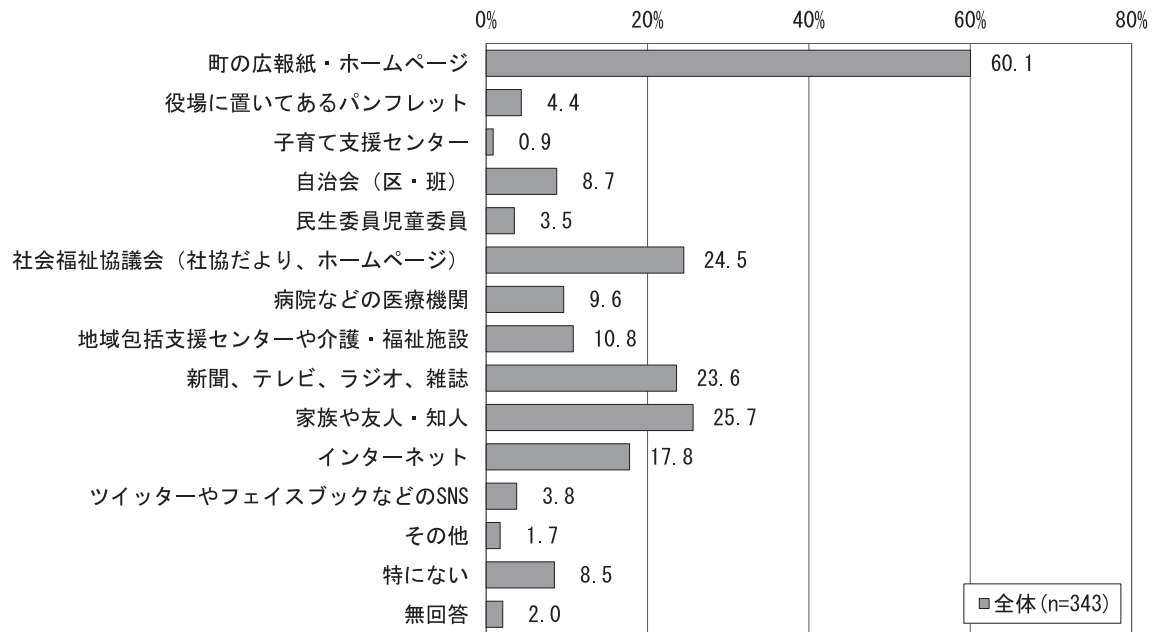
問 18 あなたは、日々の生活で悩みや不安なことがありますか。(複数回答可)



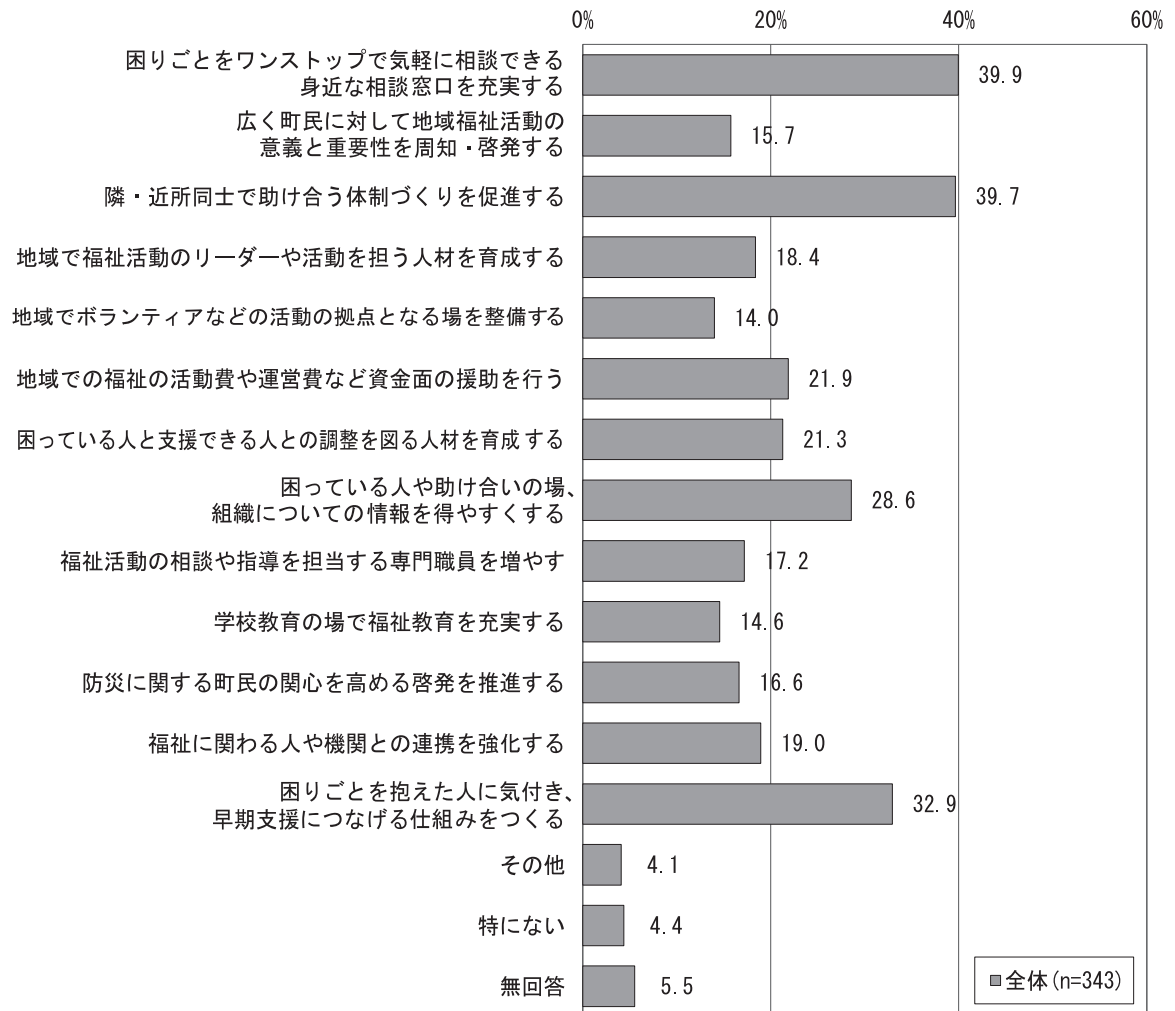
問 17 地域での手助けを誰にしてほしいと思いますか。(複数回答可)



問 21 あなたは、福祉に関する情報をどこから入手していますか。(複数回答可)



問 28 地域福祉を推進するために、行政としてどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(5つまで)



第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

町では、総合計画の基本理念を受けて、第1次計画と同様に次のとおり地域福祉計画の基本理念とします。

みんなの笑い声があふれる懐かしくて新しいふるさとの創造

2. 基本目標

第2次計画では、地域包括ケアシステムの構築に向け、相談体制の充実や地域課題の把握、解決に向けた取組みを進め、地域づくりを推進していくため、「我が事として取り組む地域づくり」と「丸ごとつながる体制づくり」の二つの基本目標を一つにまとめ「みんながまるごとつながる地域づくり」を新たな目標に掲げます。

基本理念の実現のため、次の三つの目標を設定します。

誰もがいきいきと暮らす地域づくり

健康寿命を延伸し、生きがいをもって暮らすことができ、地域のふれあいを大切に、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

思いやり、支え合う地域づくり

思いやりをもって、だれもが地域で見守られ、だれもが支え合いながら、今後さらに進む高齢化に備えた地域づくりを目指します。

みんながまるごとつながる地域づくり

地域課題に対して、地域住民や支援関係機関の相互の協力が円滑に行われ、課題解決に向けた検討から実施までの仕組みをつくり、支援が包括的に提供される地域づくりを目指します。

3. 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策
<p>みんなの笑い声があふれる懐かしくて新しいふるさとの創造</p>	<p>誰もが いきいきと暮らす 地域づくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康づくりと生きがいつくりの推進 2. 福祉サービスの充実 3. 生活困窮者等への支援 4. 権利擁護活動の推進 (成年後見制度利用促進基本計画) 5. 暮らしやすい環境の整備 6. 再犯防止の推進 (再犯防止推進計画)
	<p>思いやり、 支え合う 地域づくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉意識の向上 2. 福祉活動の担い手の育成 3. 防災対策の推進
	<p>みんながまるごと つながる 地域づくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 相談支援体制の整備 2. 地域づくりの推進

第3章 地域福祉の推進

第1節 基本目標 誰もがいきいきと暮らす地域づくり

—— 目指す姿 ——

健康寿命を延伸し、生きがいをもって暮らすことができ、地域のふれあいを大切に、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

1. 健康づくりと生きがいづくりの推進

①健康づくりの推進

■□現状□■

- 各種検診の受診率は低く、死因の第1位は「がん」で、全死因の約半数を生活習慣病が占めています。
- 要介護または要支援の認定を受けた人の有病割合では、「心臓病」が最も高く、次いで「筋・骨格関連疾患」、「高血圧症」となっています。

■□課題□■

- 各種検診受診率が低いため、受診率の向上により早期発見・早期治療につなげるのが重要です。
- 近年社会問題になっている、フレイル（※1）について、健診を活用した健康状態の把握が必要です。

■□今後の取組内容□■

- 各種がん検診や特定健康診査、後期高齢者健康診査の受診勧奨を行い、病気の早期発見につなげます。
- 健診や通いの場等でフレイルなどの高齢者の健康課題を早期に把握し、介護や医療の必要な支援につなげていくため、保健事業と介護予防の既存事業を連動させた取り組みを強化します。
- 生活習慣病の発症、重症化予防とフレイル予防を一体的に進めていくための体制整備を図ります。

主な事業	担当課または事業実施団体
特定健康診査・後期高齢者健康診査・がん検診事業	保健課
生活習慣病重症化予防事業	保健課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	保健課・地域包括支援センター

※1 フレイルとは

健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下がみられる状態のことです。

フレイルの状態を放っておくと、心身の機能はさらに低下・健康障害を招きやすく、要介護の可能性が高くなると言われています。

しかし、早めに気づいて生活習慣を見直すことで、フレイルの進行を防ぎ、健康に戻ることができます。

②生きがいづくりの推進 **重点**

■□現状□■

- ライフスタイルや価値観の違い、高齢化などに伴い、地域での様々な活動の存続が困難となっています。
- 通いの場に参加することで高齢者のフレイル予防に繋がっている一方で、通いの場の世話人の高齢化が深刻化しています。
- 障害者の高齢化やコロナ感染症の拡大により活動の機会が減少しています。
- 公民館では、主催講座で健康教室やスマホ教室、老人大学、人生大学などの活動や多様なクラブ活動を行っています。

■□課題□■

- 高齢者が自主的に役割を持って活動ができる機会をつくることが重要となっています。
- 高齢者の孤立を防止するためにも高齢者の居場所づくりとして各地域に通いの場が必要です。
- 障害者が自主的に参加したいと思える活動の場づくりが重要になっています。
- 人口減少や高齢化、また公民館活動への意識の低下もあり、公民館活動への参加者が減っており、活動の継続に向けた取り組みが必要です。

■□今後の取組内容□■

- 高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりを促進するため、老人クラブ活動等への支援を行います。
- 高齢者のフレイル予防のために「適度な運動」「低栄養・脱水予防」「口腔ケア」「人との交流」などの普及啓発を行います。
- 役割をもった高齢者を増やすために生活支援コーディネーター（※2）と密に連携を図りながら、通いの場など高齢者の居場所づくりを推進します。
- 障害者の活動の場として、自立支援協議会と連携を図り、サロン等を開催し障害者の生きがいづくりを推進します。
- 公民館の主催講座などにおいて多種多様なニーズに対応する魅力づくりを創出し、高齢者から若い世代まで誰もが参加しやすい講座やクラブ活動づくりに取り組みます。

主な事業	担当課または事業実施団体
老人クラブへの支援	福祉課
身体障害者福祉協会への支援	福祉課・社会福祉協議会
障害者相談支援事業	福祉課
集いの場の運営支援	地域包括支援センター・社会福祉協議会
ふれあいサロンの運営支援	社会福祉協議会
生活支援体制整備事業	福祉課・社会福祉協議会
高齢者ふれあい交流事業	福祉課・社会福祉協議会
はつらつ元気体操の普及啓発	社会福祉協議会
公民館活動への支援	教育委員会事務局

※2 生活支援コーディネーターとは

生活支援コーディネーターは、「高齢者の介護予防」と「高齢者の生活支援」の視点から、それぞれの地域の伝統や実情に合わせた地域の在り方をその地域住民とともに考え、お互いに助け合い支え合える町民主体の互助の仕組みづくりを推進していきます。その一環として住民主体による集まれる場所を町内全域に広げていく役割があります。



2. 福祉サービスの充実

①子育て支援の充実

■□現状□■

ア. 子育て支援拠点等の充実

- 保護者の育児負担を軽減させる目的で、子育て支援拠点を利用する家庭が多くなっています。利用者は産後から入園前までの親子が多く、子育て講座等の知識向上に対する保護者の意識や参加率は低く、子どもが主体となる企画への参加率は高くなっています。
- 放課後児童クラブの待機児童はおらず、全ての希望者が利用することができます。
- 町内小学校9校のうち2校において放課後こども教室を週1～2回実施しています。

イ. 発達障害児への支援

- 乳幼児健診や巡回相談等を通じて早期発見、支援に繋がっています。
- 各学校へ1学期に1回、発達相談支援専門員による巡回相談を行い、相談体制を整えています。

ウ. 要保護児童への支援

- 要保護児童（※3）については、家族形態の変化など、必要な支援が複雑化・多様化しています。
- 該当児童生徒については、関係機関との連携により、学校での情報共有を行っています。

■□課題□■

ア. 子育て支援拠点等の充実

- 子育て力・家庭教育力の向上につながるよう、参加しやすい講座内容や講座形式を工夫する必要があります。スタッフのスキルアップや情報収集方法の工夫などスタッフの充実が必要です。
- 放課後児童クラブ支援員等の充実確保と資質向上を図るとともに、小学校再編後の活動等について適切な遊びや生活の場を提供できる体制を整える必要があります。
- 放課後こども教室は2校のみの実施となっており、令和7年度からの小学校再編後も居場所を提供する体制を整える必要があります。

イ. 発達障害児への支援

- 一人ひとりの障害特性に合った支援を提供していくことが重要です。また、関係機関が連携し支援にあたる必要があります。
- 保護者からの相談件数は増えており、相談体制を整える必要があります。

ウ. 要保護児童への支援

- 保護者の心身の状況や行動特性が子どもの養育に多大な影響を及ぼしており、このような家庭に関わるための相談支援体制の充実が必要です。
- 多様化する事案に対処するため、関係機関との情報共有を密に行う必要があります。

■□今後の取組内容□■

ア. 子育て支援拠点等の充実

- 子育てに関する講座を開催し、知識向上につながる機会を増やすとともに、有資格者（保育士・保健師・栄養士・心理カウンセラー・社会福祉士）による専門的な相談の場を設けます。
- 中学生の職場体験の受入れや総合的な学習の時間等に地域の方を講師として招く活動を行うなど、多世代交流を行います。
- こども園で出張ひろばを実施し、身近で参加しやすい環境づくりを行います。出前講座や訪問相談支援の実施に向け、関係課と連携を図ります。
- 保護者の学習機会の重要性や子どもの育ちに与える影響について伝えていきます。
- 放課後児童クラブ（7クラブ）を令和7年度から小学校再編と合わせ公設公営（3クラブ）で実施し、児童の安全安心な居場所づくりに取り組みます。
- 放課後こども教室を地域学校協働本部で継続して行い、子どもの居場所の確保や、放課後こども教室を拡大し、週1回のアフタースクール等を地域と連携し、子どもたちが「やりたい、やってみたい。」と思うような活動に取り組みます。

イ. 発達障害児への支援

- 乳幼児健診における心理相談、こども園、小・中学校での巡回相談等を通じた相談体制を整え、発達障害児の早期発見、早期支援に繋がります。
- 町費による支援員を配置し、きめ細やかなサポート体制を整えるとともに関係機関との連携を図り、相談体制の充実を図ります。

ウ. 要保護児童への支援

- 妊娠届出時から保健師等が積極的に関わるなど、相談支援の充実を図ります。
- 関係機関と連携し、家庭支援や児童虐待の予防、早期発見に取り組みます。
- スクールカウンセラー（※4）やスクールソーシャルワーカー（※5）を派遣し、支援を要する児童生徒・保護者へのカウンセリングや家庭訪問等を行い、学校の支援体制の強化を進めます。

主な事業	担当課または事業実施団体
放課後こども教室の運営	教育委員会事務局
地域子育て支援拠点事業	子育て推進課
子育て応援ブックの発行	子育て推進課
放課後児童クラブの運営	子育て推進課
発達障害児親の会の支援	福祉課
乳幼児健診	保健課
発達障害者支援体制整備事業	福祉課
産前産後ケア事業	保健課
長期休業中のお弁当屋さん事業	社会福祉協議会・保健課・教育委員会事務局

※3 要保護児童とは

児童福祉法第6条の3第8項に定義されている「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」をいいます。具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事情にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行情緒障害を有する子どもなどがこれに含まれます。

※4 スクールカウンセラーとは

児童・生徒が抱えるさまざまな課題について解決のための助言や指導などを行う専門職です。

※5 スクールソーシャルワーカーとは

児童・生徒を取り巻く環境に働きかけたり、関係機関などと連携した支援および調整を行う専門職です。

②障害者への支援

■□現状□■

ア. 障害者の自立支援

- 障害者自身及び介護者の高齢化が進み居宅での生活が困難になってきています。
- コロナ感染症拡大の影響により一般就労について求人が落ち込んでおり、一般就労に繋がるのが難しくなっています。

イ. 地域生活支援事業の充実

- 障害者の高齢化とともに、介護者の大半が配偶者や親であり、介護者の高齢化も進んでいます。

■□課題□■

ア. 障害者の自立支援

- 障害サービス等を利用しているが居宅での生活が困難になってきた場合に施設等にスムーズに移行することが必要になっています。
- 障害者の一般就労が進むよう関係機関との連携が重要です。

イ. 地域生活支援事業の充実

- 障害の重度化や親亡き後を見据えた支援が必要です。
- 各支援機関との連携が重要になります。

■□今後の取組内容□■

ア. 障害者の自立支援

- 相談支援事業所の増加により、さらなる相談支援体制の充実・連携強化を図るため情報交換等を行い、相談支援に関する意見交換や事例検証を行います。
- 公共職業安定所等の関係機関と連携し、就労移行の取り組みを進めます。一般就労に移行した場合は就労定着支援を導入し、職場への定着を進めます。

イ. 地域生活支援事業の充実

- 地域生活支援拠点を中心とし、障害の重度化や親亡き後を見据え、24時間対応での電話相談受付を行い、緊急時に一時的な入院又は入所が必要な場合は、医療機関や施設と連携し対応を行います。
- 地域の課題について各機関と連携して解決出来るよう、自立支援協議会のネットワーク強化を進めます。

主な事業	担当課または事業実施団体
障害者相談支援事業	福祉課
身体障害者・知的障害者相談員の配置	福祉課
住宅改造費の助成	福祉課
地域生活支援拠点事業（※6）	福祉課

※6 地域生活支援拠点事業とは

居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じて整備し、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

③高齢者への支援

■□現状□■

ア. 認知症施策の体制づくり

- 高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、認知症の早期対応が必要となっています。

イ. 高齢者福祉施策の充実

- 高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、家族による支援が難しくなっています。

■□課題□■

ア. 認知症施策の体制づくり

- 県外に居住している家族が親の認知機能や身体機能の低下を把握しにくいいため、遠く離れても情報を共有できる体制や地域全体で見守る体制整備が必要です。

イ. 高齢者福祉施策の充実

- 介護サービス事業者、医療機関、民生委員児童委員、ボランティア等の関係者のネットワークを活用しながら支援が必要な高齢者等を把握する必要があります。

■□今後の取組内容□■

ア. 認知症施策の体制づくり

- 毎月開催する民生委員定例会や訪問等において認知症が疑われる方の情報を収集し、認知症が疑われる場合は家族と情報共有しながら、必要に応じて専門医に繋がります。
- 一人暮らし高齢者等の緊急時の対応として、日頃から信頼関係を築き、迅速に親族・関係者等に連絡が取れる体制づくりを進めます。
- 認知症地域支援推進員が、認知症の人とその家族からの相談に、知識・経験をもった専門員として寄り添い、支援を行います。
- 定期的に開催している「認知症初期集中支援チーム員会議」により早期発見、適切な医療、地域に繋がります。
- 認知症サポーターの養成、認知症カフェを開催し、認知症の方が主体的に活動できる居場所づくりを進めます。

イ. 高齢者福祉施策の充実

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けて行くことができるよう、支援を必要とする高齢者等を適切なサービス、機関、制度利用へ繋がります。

新規

- 一人暮らしの高齢者などに対して、センサー等の機器を活用し、安否確認を行います。

主な事業	担当課または事業実施団体
認知症サポーター養成講座	地域包括支援センター
配食サービス事業	地域包括支援センター
家族介護用品支給事業	地域包括支援センター
緊急通報システム事業	地域包括支援センター
包括的支援事業（総合相談支援業務）	地域包括支援センター
家庭内事故等対応体制整備事業	地域包括支援センター
高齢者見守り事業	地域包括支援センター
行方不明高齢者 GPS 位置情報システム利用支援	福祉課
高齢者補聴器購入費助成事業	福祉課

3. 生活困窮者（※7）等への支援

■□現状□■

- 経済的な理由により学校へ通学させることが困難な家庭に対し、学用品等の一部を援助しています。
- 生活困窮者自らの相談もありますが、近隣者や民生委員からの情報提供が大きな情報源になっています。地域によって情報に偏りがあり、把握が十分できていない状況です。

■□課題□■

- 学用品等の援助希望者の申請漏れを防ぐため、学校を通じて周知する必要があります。
- 生活困窮以外の様々な問題が複合的に混在しており、どこに相談したらよいか分かりづらいため、相談窓口の周知と各相談機関との連携が必要です。

■□今後の取組内容□■

- 経済的な理由により、学校へ通学させることが困難な家庭に対して制度の周知を行います。
- 県就労支援員、生活困窮相談支援員、ハローワーク、社会福祉協議会等の専門職と連携し、生活困窮者だけでなく、地域社会から孤立している人、ひきこもりの人に対して、抱えている課題の把握と解決を目指すために、定期的に会議を開催し、自立に向けた支援を行います。
- 生活困窮者及び世帯に対して、食料品や日用品等を配布し支援を行います。
- 民生委員児童委員や愛育委員、ケアマネジャー、町、社会福祉協議会など、どの窓口でも相談ができることやその相談を他機関が連携して対応することを広報やホームページ等で周知します。

主な事業	担当課または事業実施団体
就学援助制度	教育委員会事務局
食料支援事業	福祉課・社会福祉協議会
生活福祉資金貸付事業	社会福祉協議会
各種貸付事業	社会福祉協議会

※7 生活困窮者とは

生活困窮者自立支援法では、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されています。生活保護受給者ではないが、受給対象者になるおそれのある人で、自立が見込まれる人を含みます。また、適正なお金の使い方の判断が難しく、家計支援が必要な方も含まれます。

4. 権利擁護活動の推進

①成年後見制度の利用促進【吉備中央町成年後見制度利用促進基本計画】

重点

■□趣旨□■

成年後見制度とは、認知症高齢者や障害のある人など、自分で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

また、権利擁護支援の地域連携ネットワークは、「権利擁護の支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築」を目的とした中核機関です。

本町では成年後見相談センターを立ち上げ、制度及び事業の普及・啓発に努めていますが、アンケート調査結果では、「成年後見制度」の認知度は低い状況となっています。

しかし、町内には多くの高齢者や障害のある人が生活されており、今後もサービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助など権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが予想されます。

成年後見制度は、こうした人々の権利と利益を守る上で重要なものであり、制度の更なる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進していきます。

■□現状□■

- 令和4年度に成年後見制度利用促進委員会及び成年後見相談センターを立ち上げました。相談件数や支援件数は徐々に増加しています。
- 高齢者等権利擁護アドバイザーの会議を開催し、制度の利用の是非や受任者の調整等を行っています。

■□課題□■

- 人口減少により高齢者も減っていく一方、一人暮らし高齢者、虐待を受ける高齢者等の割合は増加すると予想され、権利と財産を守るための支援や高齢者虐待などから高齢者を守る取り組みが必要です。また、成年後見制度を利用するための親族申し立てが見込めない人や認知症や精神疾患等の理由により判断が不自由となった際に行う、町長申立て件数が増えることへの対応が必要になってきます。
- 障害者を支援する方の高齢化に伴い、成年後見制度の利用が増加することへの対応が必要です。
- 成年後見制度の利用者増加により、弁護士等専門職が少ない本町において、後見人等の担い手の育成が必要です。

■□今後の取組内容□■

基本目標

1. 成年後見制度に関する周知・啓発

- 広報紙やホームページ、パンフレット等により、町民に広く制度や相談窓口について周知を行います。
- 町民後見人やサービス事業者連絡会と連携し、講演会や研修会を実施します。

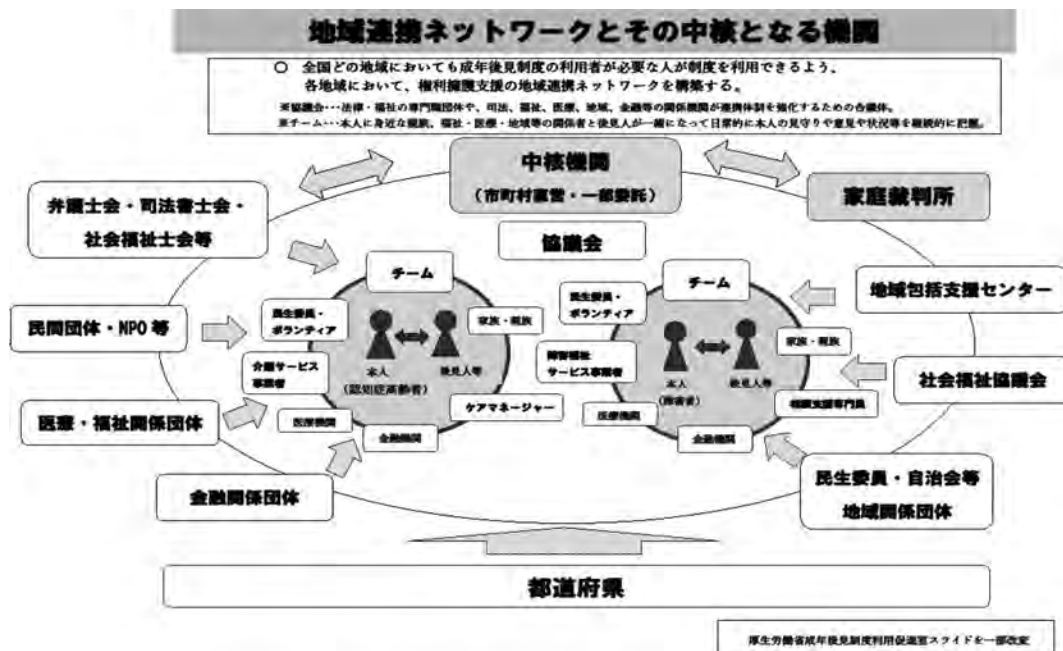
2. 地域連携ネットワークの構築

- 弁護士、社会福祉協議会、行政が連携し、成年後見制度を必要とする個別の案件について協議を行う、高齢者等権利擁護アドバイザーの会議を定期的を開催します。
- 制度を必要としている人の発見や住み慣れた地域でその人らしい暮らしを支援できるよう、成年後見相談センターを核として、地域住民や商工業者、福祉事業所、金融機関等との連携を強化します。

3. 担い手の育成と利用者に寄り添った制度の運用

- 後見人の担い手不足解消に向け、社会福祉協議会の法人後見事業の支援及び町民後見人の養成を行います。
- 身寄りが無いなど、親族等による後見等開始の審判の申立てが困難で判断能力が十分でない方について、町長が代わりに申立てを行ったり、成年後見制度を利用するための費用負担が困難な方に対して、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

主な事業	担当課または事業実施団体
成年後見相談センターの運営	福祉課・地域包括支援センター
町民後見人養成事業	地域包括支援センター
成年後見制度利用支援事業	福祉課・地域包括支援センター
法人後見事業	社会福祉協議会
日常生活自立支援事業	社会福祉協議会



②虐待防止への取り組みの強化

■□現状□■

- 日頃から地域の民生委員等と意見交換し、情報共有を行っています。
- 障害者の虐待に対する理解が十分ではないため虐待（心理的等）を受けやすくなっています。

■□課題□■

- 「虐待をしている」「虐待されている」との認識が薄く関わりが困難であること、また個人情報保護等により相談のハードルが高いことなどから実態の把握が必要となっています。
- 障害や障害者に対する正しい知識を伝え、虐待に対する知識を深めることが重要となります。

■□今後の取組内容□■

- 高齢者・障害者に対する虐待について、町民への啓発及び相談窓口の周知を行います。
- 自立支援協議会等と連携し、虐待対応研修等を行い虐待の未然防止、早期発見につなげます。

主な事業	担当課または事業実施団体
障害者相談支援事業	福祉課

5. 暮らしやすい環境の整備

①移動手段・外出支援の充実 **重点**

■□現状□■

- 福祉移送サービス事業（要介護1以上の方や障害者手帳所持者の方で本人や家族の送迎が困難な方が町内、町外の医療機関や人工透析施設等へ通院するためなどに利用）、デマンド型乗合タクシー事業（町民が町内移動のため乗り合わせにより利用）、ふれあいタクシー運行助成事業（65歳以上の方や障害者手帳所持者の方が町内移動のため利用したタクシー料金の1/3を助成）があります。

■□課題□■

- 混在する移動支援制度を住民にわかりやすく伝える方法、機会を検討する必要があります。
- 高齢者や障害者等の利用者ニーズを集約し、施策に活かすことが必要です。

■□今後の取組内容□■

- 通院や外出等において定期的に利用する方が、適切な移動支援サービスに繋がるように本人や家族に対してリーフレット等により周知を行います。
- 交通施策を担当する関係各課や社会福祉協議会等と利用者の声を聞き、利用者ニーズを集約することにより、移動支援制度の見直しを行い利便性向上を図ります。

主な事業	担当課または事業実施団体
デマンド型乗合タクシー事業	総務課
町内巡回バス（へそ8バス）事業	総務課
ふれあいタクシー運行助成事業	福祉課
福祉移送サービス事業	福祉課
特定疾病患者等療養交通費助成	福祉課
福祉自動車改造助成事業	福祉課
福祉車両の貸し出し	社会福祉協議会

②暮らしやすい住環境の推進

■□現状□■

- 合理的配慮（※8）に努め、各種サービスを利用することにより快適な生活が出来るよう関係機関と連携しています。
- 介護保険制度において、被保険者がより安全な生活が送れるよう、住宅の改修や福祉用具の購入、貸与に対して支援を行っています。

■□課題□■

- 住み慣れた場所で暮らし続けられる環境づくりのため、関係者間の連携強化が必要です。

■□今後の取組内容□■

- 障害者が住み慣れた自宅で快適な生活が過ごせるよう「日常生活用具給付等事業」の周知を図ります。
- 高齢者に対して地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、町が連携し、住宅改修等の制度を周知し、安心した生活が過ごせるよう支援を行います。

主な事業	担当課または事業実施団体
バリアフリーの推進	関係各課
住宅改修費助成事業	福祉課
高齢者等住宅改造助成事業	福祉課
福祉用具貸与事業	福祉課
福祉用具購入費助成事業	福祉課
日常生活用具給付等事業	福祉課
日常生活用具等貸出事業	社会福祉協議会

※8 合理的配慮とは

障害のある人の人権が障害のない人と同じように保証されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のことです。

6. 再犯防止の推進【吉備中央町再犯防止推進計画】

■□趣旨□■

安心・安全な暮らしを実現するためには、犯罪や非行のない地域社会を築いていくことが不可欠です。一方で、再犯した人たちは、疾病や障害、社会からの孤立や閉じこもりなど様々な生きづらさを抱えていることが多いです。どんな人でも地域社会の一員として受け入れることができる社会にすることが必要です。そのためには、犯罪や非行をした人の更生について、理解を得るための広報・啓発とともに、関係機関が相互に連携・協力して支援することにより一人にさせないまちづくりが重要です。

■□現状□■

- 犯罪白書（令和5年）によると、出所受刑者の2年以内の再入率の推移は、平成11年に23.4%を記録した後、令和3年には19.8%と年々低下しています。しかし、令和4年の入所受刑者のうち、再入所の再犯期間（前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間）は、前刑出所日から2年未満で再犯に至ったものが5割以上を占めています。
- 吉備中央町保護司会では、保護観察対象者の生活状況を把握したうえで、日ごろの相談や立ち直りに必要な指導や就学、就労の支援にあたるほか、矯正施設から社会復帰した人が円滑に社会生活を営めるよう、帰住先の相談、調整を行っています。本町では、9名の保護司（※9）が活動しています。

■□課題□■

- 保護司、保護司活動を知らない人が多く、地域の活動に結びつきにくいことがあり、円滑な社会復帰活動につなげていくことが必要です。
- 犯罪や非行をした人が、社会復帰後の生活が上手くいかず、生活困窮に陥り再犯に至ることがあるため、帰住先の確保や定職に就くことへの支援が重要になります。

■□今後の取組内容□■

・就労・居住の確保

- 岡山県地域生活定着支援センターやハローワーク、生活困窮自立支援制度など国や県、町の支援制度を活用し、罪を犯した人等の生活再建に向けて、就労に向けた相談や住宅の安定的な確保に努めるなどの支援を行います。
- 犯罪や非行をした人で帰住先がない人に対して、町営住宅の入居について配慮します。

・保健医療・福祉サービス等の利用促進

- 犯罪や非行をした人の特性（家庭環境・経済的問題・障害特性など）に応じ、適切な支援が届くよう、福祉・保健・医療などの多様な分野と連携、協働し、支援協力者を確保します。

・学校等と連携した就学支援の実施等

- 非行を未然に防止するために、県の「地域における非行の未然防止等のための支援」

を活用するとともに、学校やスクールソーシャルワーカーを始めとした様々な関係機関及び団体と情報共有を行い、非行あるいは問題行動を含めた児童生徒の行動や状況に応じ、様々な支援を行います。

・共に生きることができる地域づくり

- 見守り活動を通じて、立ち直りを決意した人を地域で受け入れられるように、地域社会からの孤立を防ぎ、つながりのある地域づくりを支援します。
- 毎年7月に開催される「社会を明るくする運動」などを通じて町民への広報・啓発等の充実を図ります。

主な事業	担当課または事業実施団体
保護司会への支援	福祉課
再犯防止活動・地域への啓発「社会を明るくする運動」	福祉課・保健課・教育委員会事務局

※9 保護司とは

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。

保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

このような保護司は全国に約4万7,000人います。

◎基本目標「誰もがいきいきと暮らす地域づくり」における成果指標

基本施策	指標	現状 (R4)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
1-①	特定健康診査受診率	35%	38%	40%
1-②	ふれあい交流事業参加者数	2,515人	3,200人	3,300人
2-①	子育て広場利用者数	1,494人	1,400人	1,400人
2-②	障害者居宅介護利用者数	16人	20人	23人
2-③	介護予防等出前講座開催数	13回	20回	25回
2-③	認知症カフェ箇所数	3箇所	4箇所	5箇所
4-①	町民後見人登録者数	6人	10人	15人
5-①	デマンド型乗合タクシー登録者数	138人	700人	900人

第2節 基本目標 思いやり、支え合う地域づくり

—— 目指す姿 ——

思いやりをもって、だれもが地域で見守られ、だれもが支え合いながら、今後さらに進む高齢化に備えた地域づくりを目指します。

1. 福祉意識の向上

①福祉意識の啓発

■□現状□■

- 近年はプライバシーを保護することを重視する方向へと変化してきています。集団よりも個人を重視する価値観が次第に強まっている傾向もあり、人間関係が希薄になり、他人を思いやる心が薄れ、地域社会に対する関心や連帯感も薄れつつあります。

■□課題□■

- 福祉について、行政などのサービスを必要としている高齢者や障害者などの困っている人たちのもので、自分たちは無関係という意識がまだ多く、関心をもつことが必要です。
- 今後さらに加速する人口減少と少子高齢化により、今までのような、働く世代が高齢者を支えるという関係を維持することが困難になり、地域での共助が必要になっていきます。

■□今後の取組内容□■

- 地域で暮らす町民一人ひとりが地域に目を向けて、地域で何ができるのかを考え、支え合いの意識を啓発するため、講座や講演会を実施します。
- 町民一人ひとりが、地域福祉の課題を自分のこととして取り組むために、福祉に対する正しい知識の習得と町民同士が支え合う「思いやりの心」を育てる活動を推進します。

主な事業	担当課または事業実施団体
福祉まつり	福祉課・社会福祉協議会・自立支援協議会
介護予防普及啓発事業	地域包括支援センター
人権教育	教育委員会事務局

②福祉教育の推進

■□現状□■

- 生活科、総合的な学習の時間などで福祉施設へ訪問を行い、交流活動を行っています。
- 互助、共助などお互いが助け合う意識を持ち、中心となって地域づくりに取り組むことの大切さについて研修等で伝えています。

■□課題□■

- 学校の授業のみならず様々な場面において、継続的に交流を行う必要があります。
- 地域づくり・地域共生社会（※10）について学習する機会を増やしていく必要があります。

■□今後の取組内容□■

- 生活科、総合的な学習の時間などにおいて、体験活動を充実させ、福祉教育を推進します。
- 社会福祉協議会を通じて、各学校に応じた福祉教育プログラムを実施します。
- 公民館活動などを通じて、子どもから大人まで福祉について学ぶ機会を増やします。

主な事業	担当課または事業実施団体
福祉教育の推進	社会福祉協議会
公民館への支援	教育委員会事務局

※10 地域共生社会とは

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会をともにつくっていくこと。

2. 福祉活動の担い手の育成

■□現状□■

- 通所付添サポート事業により高齢者の閉じこもり予防に繋がっています。有償ボランティアである通所付添サポーター（※11）が高齢者の移動手段の一つとなっており、高齢者の外出する機会や社会や他者との関わりが持っています。
- 年々通所付添サポーターの年齢が上がり、後期高齢者の75歳を境に引退する方や運転手ではなく付添をする方に変わっています。
- 通いの場の世話人の年齢が上がる中、次の担い手（ボランティア）が不足しています。
- 地域で集まりがある団体に対して認知症サポーター養成講座を実施しています。
- 行政等からの各種依頼に対する世話人の方の負担感が大きくなっています。

■□課題□■

- 定年後も就労している方が多く新規の通所付添サポーターの登録者を増やす取り組みが必要となります。
- 現在のボランティアや世話人の高齢化が進む中、通いの場の後継者の育成が必要です。
- 高齢化に伴い、認知症の人は今後もさらに増加していくことが見込まれるため、町民に対し認知症についての正しい知識の普及啓発とともに支援体制の充実を図る必要があります。

■□今後の取組方針□■

- 高齢者が家に閉じこもらないように、通所付添サポート事業を理解してもらい自助、互助の仕組みづくりを構築していきます。
- ボランティア活動に興味を持ち、通いの場等へ参加する人を増やす取り組みを推進します。
- 認知症に関する知識と理解を広め、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターが地域で活躍できるよう支援します。

主な事業	担当課または事業実施団体
通所付添サポート事業	地域包括支援センター
認知症サポーター養成講座	地域包括支援センター
ボランティアのマッチングと養成	社会福祉協議会

※11 通所付添サポーターとは

県が主催する通所付添サポート事業養成講座を修了した人が町の通所付添サポーター（有償ボランティア）として登録されます。

通所付添サポーターは、町内の通いの場などに自力参加が難しい高齢者の通所を可能とするため住民相互による通所付添活動を創出し、その活動のために必要な支援を行うことにより、高齢者の社会参加を通じた介護予防を推進する役割があります。

また、通所付添サポーターは、2人1組になって、徒歩または車両を使用して利用者の自宅と通所会場間の移動の付添を行っています。



3. 防災対策の推進

①防災活動に対する支援

■□現状□■

- 令和5年12月現在で規約を策定している自主防災組織は11団体あり、それに対して防災士は令和4年10月時点で45名となっています。それぞれの組織にマッチングしている防災士の割合はおよそ4分の1となっています。
- 避難所を運営する町職員と防災士との間で、避難所運営に関する実践的な動きを確認できていない状況です。

■□課題□■

- 地域防災力の向上の要となるのが自主防災組織であり、被害をできる限り小さくする「減災」に向け地域の特性を知り、地域の防災力を高めておくことが重要です。
- 日頃から災害についての認識を深め、自らを守るという意識のもと、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要です。
- 防災士がいない地域での避難所運営をどのように展開していくのかについて確認しておくことが必要になります。
- 地域において防災士の役割を知ってもらうなど、防災士の資格を生かすことができる環境づくりが必要です。

■□今後の取組内容□■

- 地域住民が主体となった自主防災組織の結成を促進し、効果的に活動できる協力体制を確立します。
- 防災の関係機関及び自主防災組織、地域住民など多様な組織と連携した防災訓練を実施し、予防並びに応急対策機能の向上を図り、住民の防災意識の高揚を図ります。
- 避難所運営において、防災士間の連携体制を構築することにより、防災士がいない地域をカバーリングする仕組みづくりを進めます。
- 自主防災組織に属している防災士が活動するための補助制度の設立もしくは既存制度の見直しを行います。
- 地域において、防災士による防災講座の開催を積極的に呼びかけるなど、防災士の活躍の幅を広げる環境づくりを進めます。
- 災害発生時に町と社会福祉協議会が協議し、被災状況等を確認した上で必要と判断した場合に社会福祉協議会が「災害ボランティアセンター」を設置します。ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より町社会福祉協議会と連携、協働し、事前準備を行います。

主な事業	担当課または事業実施団体
防災ハンドブック・防災マップの配布	総務課
災害ボランティアセンターの設置運営	社会福祉協議会

②避難行動要支援者名簿の更新、個別避難計画の策定 **重点**

■□現状□■

- 避難行動要支援者名簿は毎年、民生委員の協力により更新していますが、地域の自主防災組織等と連携を図る個別避難計画は策定できていません。
- 令和3年度の災害基本法の改正により、災害時要支援者の個別避難計画の策定が努力義務となっています。

■□課題□■

- 自主防災組織においてモデル地区を選定し、個別避難計画の策定を進めていく必要があります。
- 日頃より、関係機関や福祉施設と連携し、避難訓練や啓発活動を行い、地域住民の防災意識を高めていく必要があります。

■□今後の取組内容□■

- 町地域防災計画に基づいて、避難行動要支援者名簿の更新を毎年行います。
- 災害時に有効活用できるよう、民生委員をはじめとした地域の支援者、医療・福祉の関係機関と連携を図り、個別避難計画の策定を進めます。
- 町地域防災計画に基づいて、平常時より福祉避難所となる社会福祉施設と連携し、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との情報共有を図り、避難誘導體制の整備を図ります。

主な事業	担当課または事業実施団体
避難行動要支援者名簿の更新	福祉課
個別避難計画の作成・福祉防災マップの作成支援	福祉課・総務課・社会福祉協議会
福祉避難所の確保・運営	総務課・福祉課

◎基本目標「思いやり、支え合う地域づくり」における成果指標

基本施策	指標	現状 (R 4)	目標値 (R 8)	目標値 (R11)
1-①	介護予防普及啓発事業	27回	30回	30回
1-①	福祉まつり参加者数	200人	250人	250人
2	通所付添サポーター登録者数	79人	90人	90人
2	認知症サポーター数	1,608人	1,800人	1,900人
3-②	個別避難計画策定地区数	0地区	3地区	6地区

第3節 基本目標 みんながまるごとつながる地域づくり

—— 目指す姿 ——

地域課題に対して、地域住民や支援関係機関の相互の協力が円滑に行われ、課題解決に向けた検討から実施までの仕組みをつくり、支援が包括的に提供される体制をつくります。

1. 相談支援体制の整備

①相談支援体制の充実 **重点**

■□現状□■

- 町内の関係機関と連携を図り支援を行っています。
- 民生委員定例会において、地域や福祉のことについて情報交換を行っています。町から調査等を依頼する機会が多くなっており、民生委員児童委員の業務量が増えています。
- 核家族化や少子高齢化社会の進行により、地域との関わりが少ない世帯が増えています。

■□課題□■

- 今後も柔軟かつ迅速な相談支援が出来るよう、各専門機関とのネットワーク強化が必要です。
- 民生委員児童委員間での情報共有を図るとともに、支援が必要な方について関係機関へ繋げる役割が重要になります。
- 困りごとをワンストップで気軽に相談できる、身近な相談窓口の設置並びに充実が必要です。

■□今後の取組内容□■

- 自立支援協議会において、地域の関係機関によるネットワークの強化を図ります。
- 毎月開催する民生委員定例会において、情報交換の時間を設け、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ケアマネジャー部会など専門的な相談窓口との連携を図ります。

新規

- 令和6年4月から、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合し、「こども家庭センター（※12）」を起ち上げます。こども家庭センターにおいて、すべての妊産婦、子育て世代、子どもに対し、母子保健及び児童福祉双方の機能・役割を維持しながら、一体的に相談支援を行います。

新規

- 高齢者や障害者、子どもなど様々な分野や世代、相談内容を問わず、包括的に相談を受け止める体制づくりを進める「相談支援」、社会とのつながりをつくる「参加支援」、交流や参加、学びの場となる「地域づくり」を一体的に実施するため、町民の抱える

複雑化・複合化した課題の解決に対応できる包括的な支援体制である「重層的支援体制整備事業」(※13)の実施に向けた準備を進めます。

主な事業	担当課または事業実施団体
障害者相談支援事業	福祉課
福祉相談	社会福祉協議会
包括的支援事業(総合相談事業)	地域包括支援センター
こども家庭センター	保健課
重層的支援体制整備事業 (R6～移行準備)	福祉課・地域包括支援センター・保健課・子育て推進課・教育委員会事務局・社会福祉協議会

※12 こども家庭センターとは

既設の二つの機関(子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点)の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関です。

できる限り妊産婦やこども、保護者の意見や希望を確認又は汲み取りつつ、関係機関のコーディネートを行い、地域の資源や必要なサービスを有機的につないでいく相談や支援に係る中心的な役割を担います。

※13 重層的支援体制整備事業とは

既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような、地域住民の複雑化・複合化した課題に対し、包括的な支援体制を構築するものです。

②福祉情報提供体制の充実

■□現状□■

- 子育てに関する様々な情報を発信していますが、子育て情報サイト「子育てタウンママフレ」のアクセス数の増加へはつながっていません。
- 高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加しており、支援が必要な状況であっても、制度やサービスを知らず必要な支援が受けられていない世帯があります。

■□課題□■

- 子育て情報サイト「子育てタウン ママフレ」について周知を図るとともにより閲覧者が興味を持つ子育て情報を分析し、発信する必要があります。
- 様々なサービスについて周知を図るため、情報を必要とする人に応じた情報提供体制が必要となっています。

■□今後の取組内容□■

- ママフレのアクセス解析を行い、必要とされている情報を把握することと併せて、子育てに関する情報を一元的に集約し、子育て中の保護者に情報提供を行います。
- 町広報誌、告知放送、ホームページなど多様な情報媒体により情報発信を行います。

新規

- 高齢者や障害者など誰もがホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるサービスの提供を進めます。
- 民生委員児童委員やケアマネージャーなど、町民の身近な相談者に情報発信することで、情報取得が難しい町民へも情報が届く体制づくりを進めます。

主な事業	担当課または事業実施団体
町広報誌・ホームページ・告知放送	関係各課
視覚・聴覚補助等サービス事業	福祉課
公共施設、イベント会場での普及	関係各課

2. 地域づくりの推進（地域包括ケアシステム（※14）の構築）

■□現状□■

- 町の関係各課、社会福祉協議会、各専門機関等と連携し、安心して暮らせる地域づくりを進めています。

■□課題□■

- 各地域の課題を集約し、小地域毎に資源の開発等を考える仕組みづくりが必要です。
- 繋がりを持ちたくない人への関わりとして、社会から孤立しないよう地域全体で見守る体制が必要です。
- 一人ひとりが役割を持ち、地域のふれあいを大切にし、思いやりをもって、支え合いながら自分らしく活躍できる「地域共生社会」の構築が必要です。

■□今後の取組内容□■

新規

- 小地域ケア会議（まるごと会議）等で見えてきた個別の課題と地域の課題を突合させ、行政だけでなく様々な関係機関や地域の人々と地域づくり、地域の資源開発、政策形成に繋げるために地域包括ケア会議を実施します。
- 高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた取り組みを制度化します。
- 地域づくりセミナーなどを開催し、各地域の強みを活かした活動を行い、暮らしやすい地域づくりを推進します。

新規

- 住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるように、地域づくりを通じて住民同士の支え合う関係性を育むほか、地域における社会的孤立の発生、深刻化の防止を目指し、「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた準備を進めます。

主な事業	担当課または事業実施団体
重層的支援体制整備事業 （R6～移行準備）	福祉課・地域包括支援センター・保健課・子育て推進課・教育委員会事務局・社会福祉協議会
小地域ケア会議（まるごと会議）	社会福祉協議会

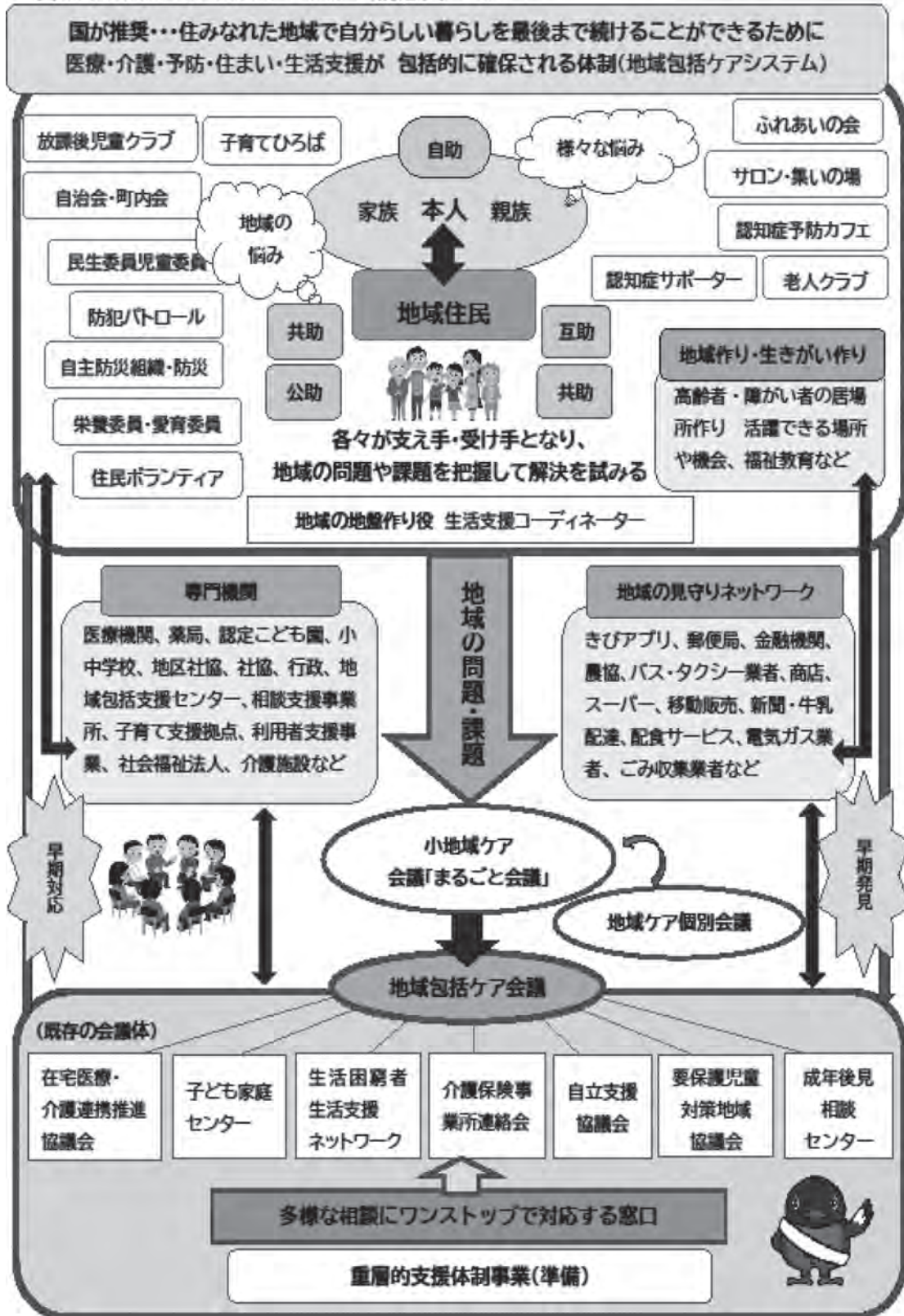
※14 地域包括ケアシステムとは

団塊の世代が75歳以上となる2025年をめぐり、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指す体制作りのことです。地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げることが必要です。

◎基本目標「みんながまるとつながる地域づくり」における成果指標

基本施策	指 標	現状 (R 4)	目標値 (R 8)	目標値 (R11)
1-①	総合相談件数（包括支援センター）	2,468件	3,200件	3,500件
1-①	自立支援協議会構成団体数	47団体	50団体	52団体
1-②	子育て情報サイト ママフレ アクセス件数（月平均）	1,285件	2,000件	2,000件

吉備中央町地域包括ケアシステム構想図 2024



第4章 計画の推進体制

1. 関係機関との連携

本計画は、地域住民とともに、関係団体、福祉事業所及び医療機関との連携・協働のもと、総合的、一体的に取り組んでいきます。また、「安心して暮らせる自分達のための地域づくり」を地域住民とともに目指し、様々な課題を計画的に解決していきます。

① 庁内における計画の推進

計画を着実に進めていくため、町の庁内関係課をはじめ、関係機関を通じて、計画の進捗状況の確認及び推進方法などに対する意見を求めながら計画を推進していきます。

② 地域における各種団体、民間企業等との連携

本計画は、あらゆる機会を通じ、町民の自立した生活と福祉の向上を目指し、地域や企業の情報伝達が円滑に行われるよう、社会福祉協議会を始めとする地域の関係機関や団体と連携し、それぞれの立場から進めていきます。

③ 近隣市町との連携による事業の推進

今後も広域的な調整を図りながら、近隣市町や医療機関・福祉事業所と連携して事業の推進を図っていきます。

④ 国・県との連携

計画の推進にあたっては、国・岡山県と連携しながら、適時、状況等の変化を踏まえて施策の展開を図っていきます。

また、岡山県などが実施する各種研修会やさまざまな事業なども活用しながら、福祉専門職員の指導、育成などを推進します。

2. 計画の達成状況の点検及び評価

本計画を確実に推進するため、数値目標や各施策について、PDCAサイクルを踏まえた点検を行います。

町民一人ひとりの社会参加等の状況及びニーズを把握しながら、計画の達成状況を地域福祉計画策定委員会で評価、分析します。また、吉備中央町保健福祉委員会において調査審議された結果に基づいて所要の対策を実施し、総合的、効果的な推進に努めます。

※吉備中央町保健福祉委員会

町長の諮問に応じ、町民の健康の増進及び福祉の向上を図るため、総合的保健福祉施策の樹立について調査審議します。

資料1

○町民アンケート調査概要

○調査目的 吉備中央町地域福祉計画の策定にあたり、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりを目指して、町民と関係機関などが連携し、地域の支え合いの仕組みづくりをともに考え進めていく。

○調査対象 18歳以上の町内在住者

○調査期間 令和5年6月27日～7月14日

○配布数及び回収数 配布数：1000人

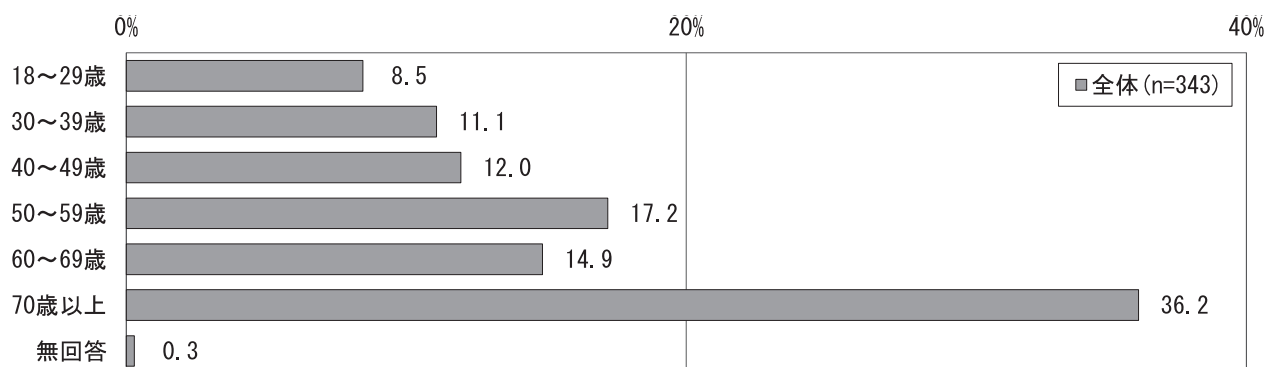
回収数：343人（回収率34.3%）

- 調査項目
- ・あなたのことや世帯について
 - ・地域での暮らしや地域との関わりについて
 - ・生活での相談や福祉情報などについて
 - ・これからの福祉のために必要なこと

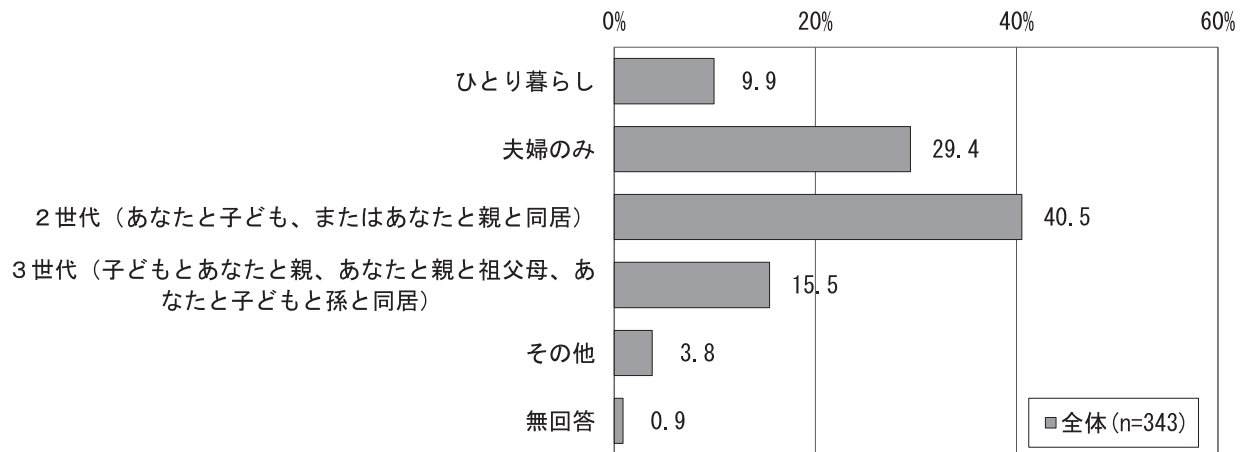
■調査結果

・あなたのことや世帯について（抜粋）

問1 令和5年6月1日現在のあなたの年齢を伺います。

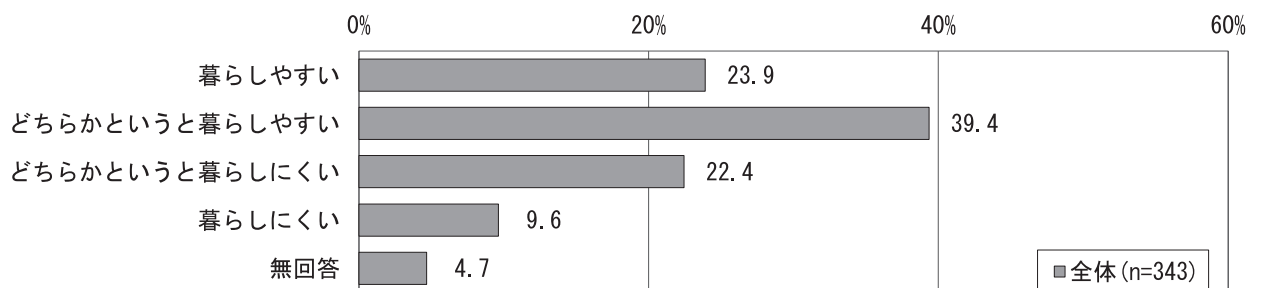


問5 あなたの家族構成についてお答えください。

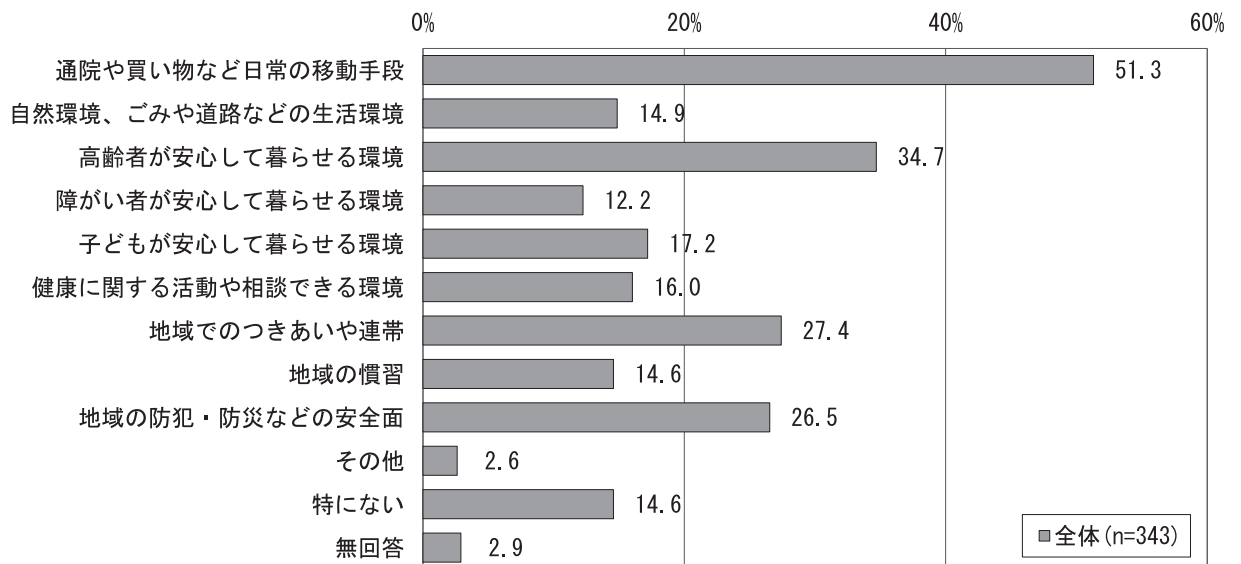


・地域での暮らしや地域との関わりについて

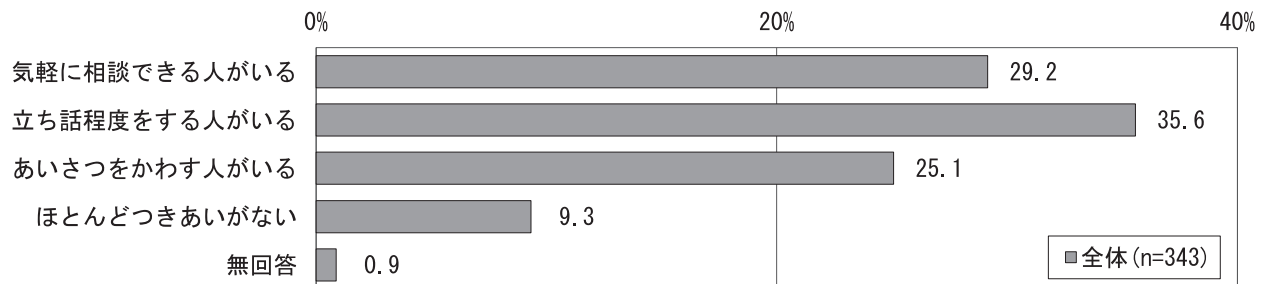
問7 あなたが住んでいる地域は、暮らしやすいと思いますか。



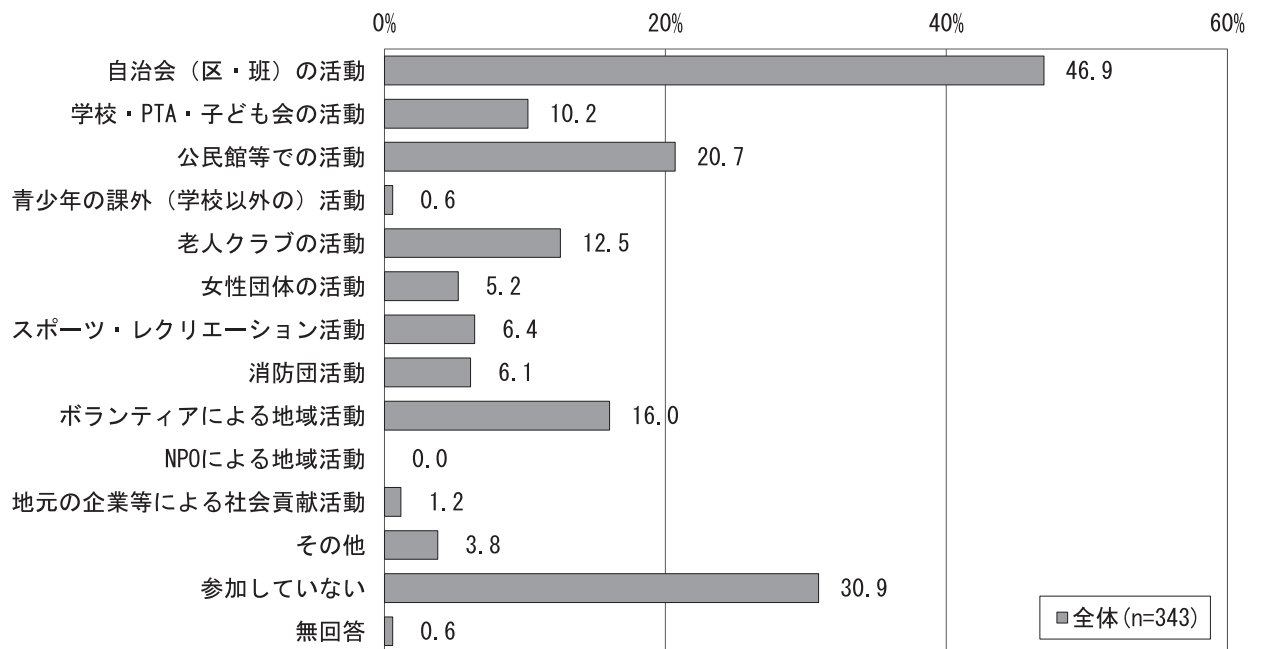
問8 あなたは、住んでいる地域で、日頃から心配なこと、気になることがありますか。それはどのようなことですか。(複数回答可)



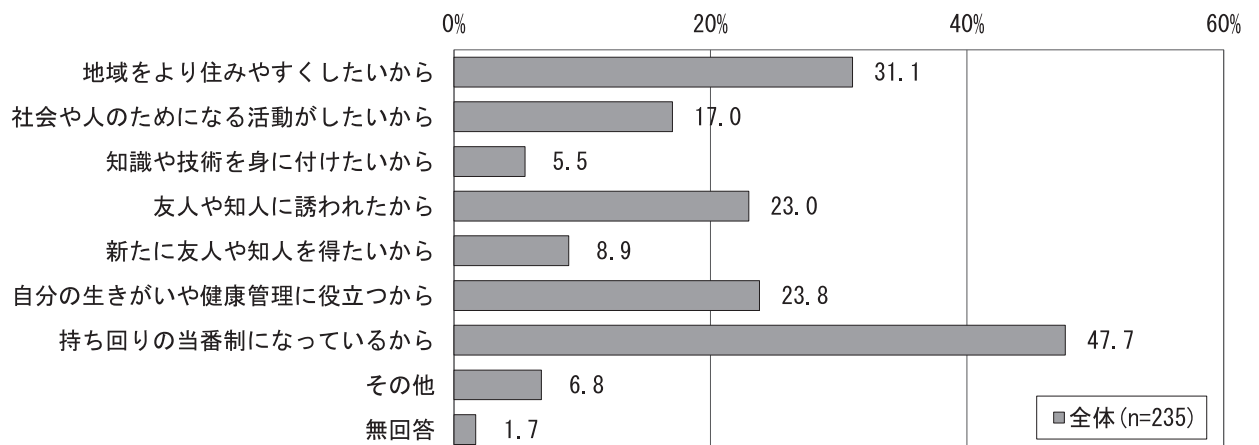
問9 あなたは、近所でどの程度のつきあいをされていますか。



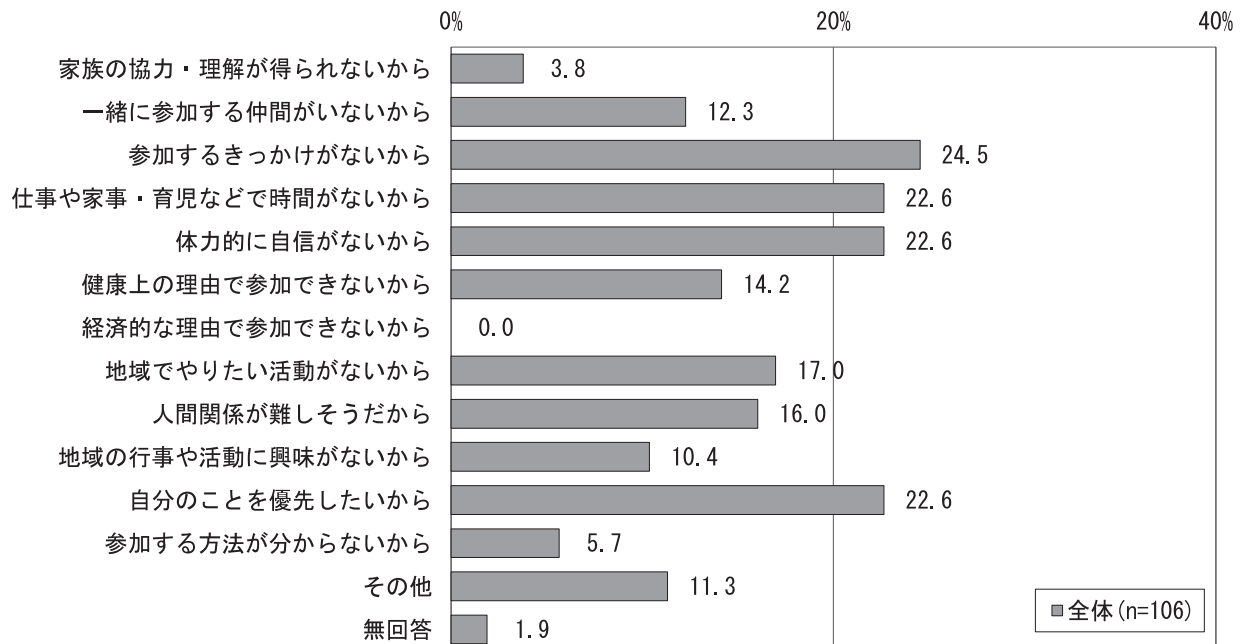
問10 あなたが参加している地域活動は何ですか。(複数回答可)



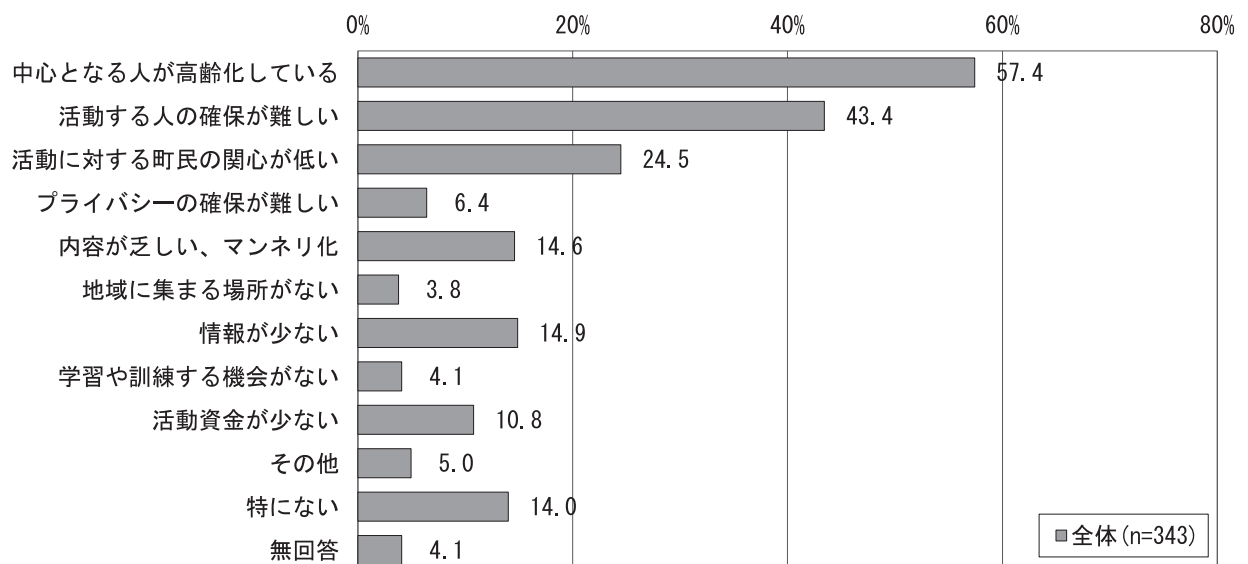
問11 活動するきっかけはどのような理由からですか。(複数回答可)



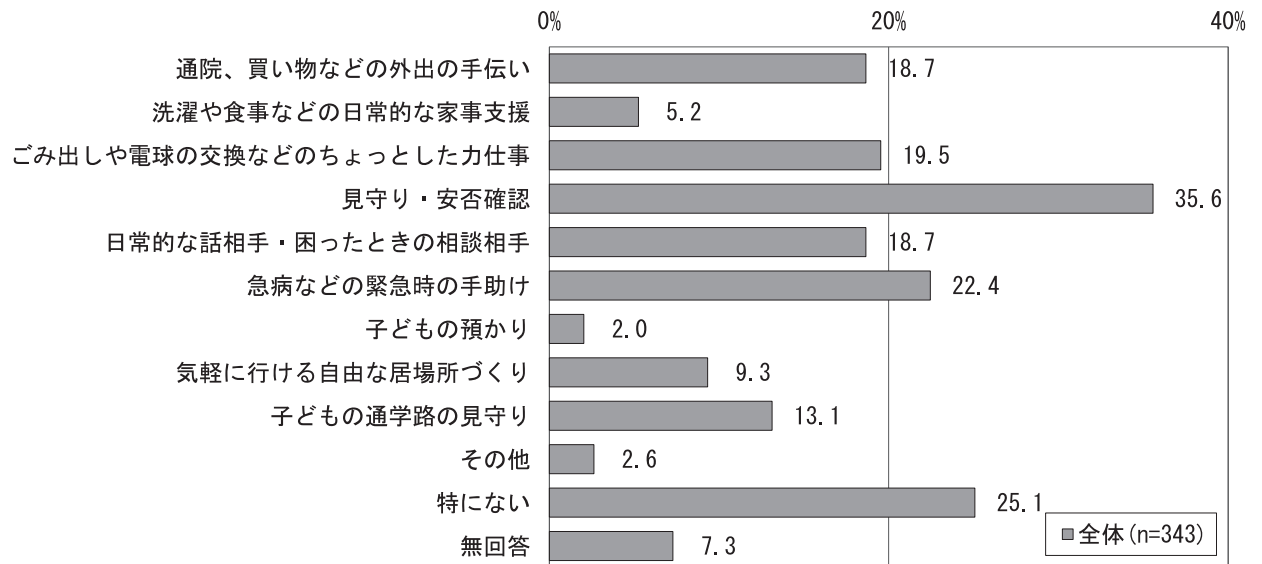
問 12 地域活動に参加していない理由は何ですか。(複数回答可)
 ※問 10 で「参加していない」と回答した方に質問



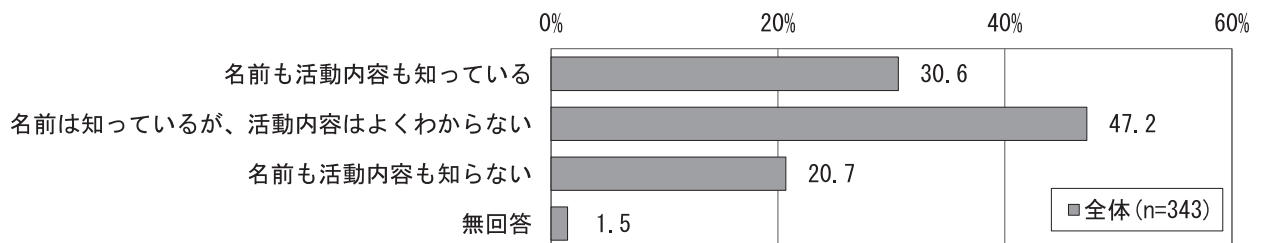
問 13 あなたが地域の活動で課題・問題だと思うことは何ですか。(複数回答可)



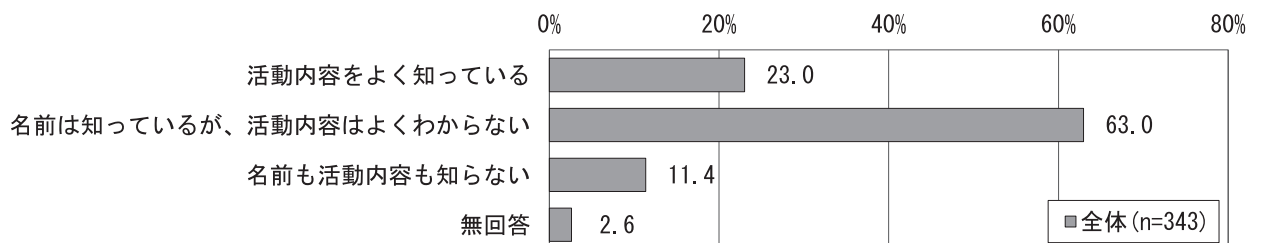
問 14 あなたが手助けできると思う地域での支え合い活動は何ですか。(複数回答可)



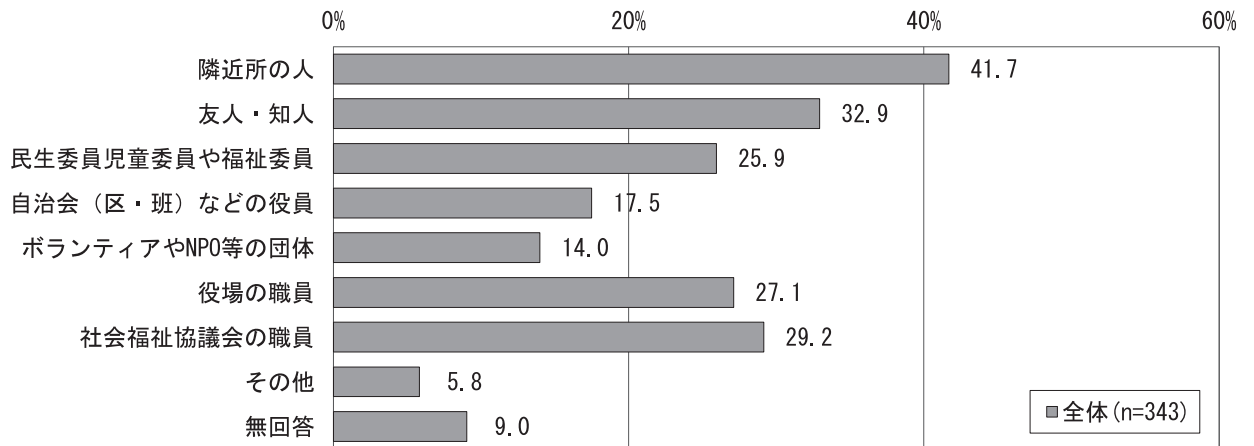
問 15 あなたは、「民生委員児童委員」をご存じですか。



問 16 あなたは、「吉備中央町社会福祉協議会」の活動内容をご存じですか。

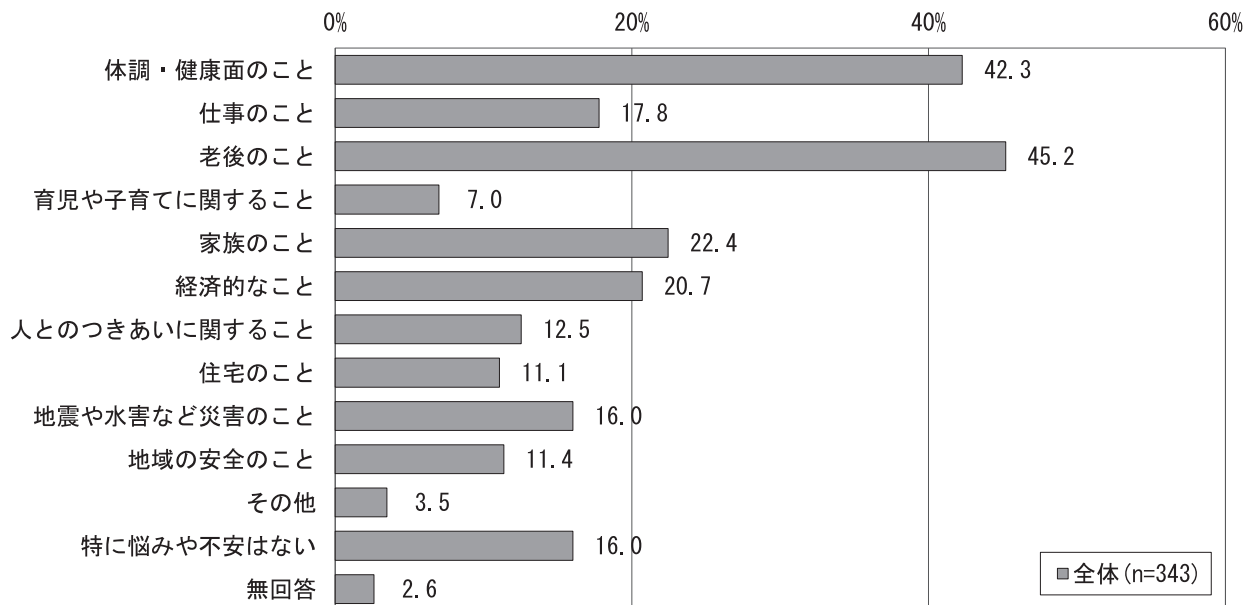


問 17 地域での手助けを誰にしてほしいと思いますか。(複数回答可)

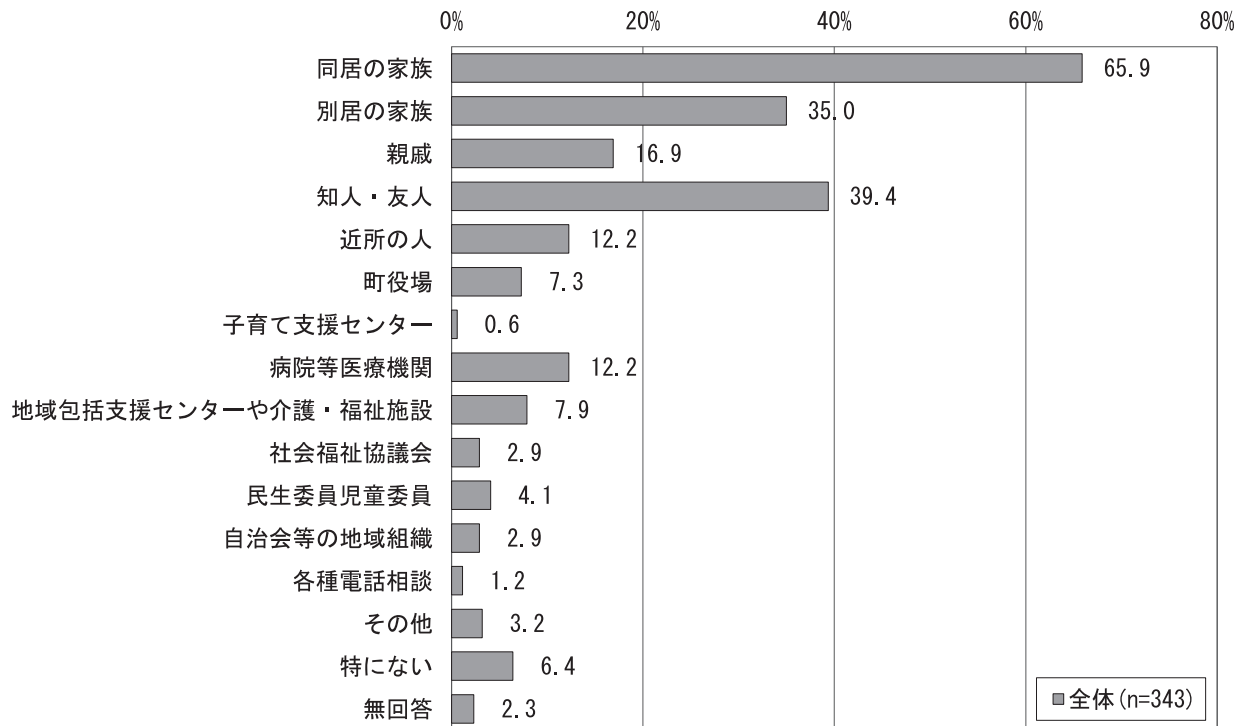


・生活での相談や福祉情報などについて

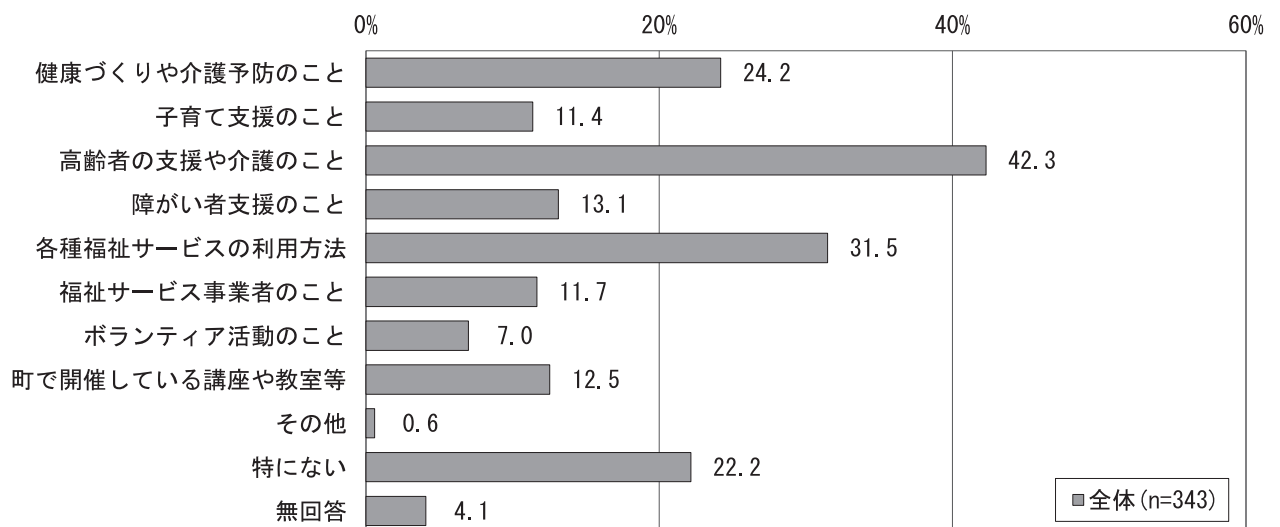
問 18 あなたは、日々の生活で悩みや不安なことがありますか。(複数回答可)



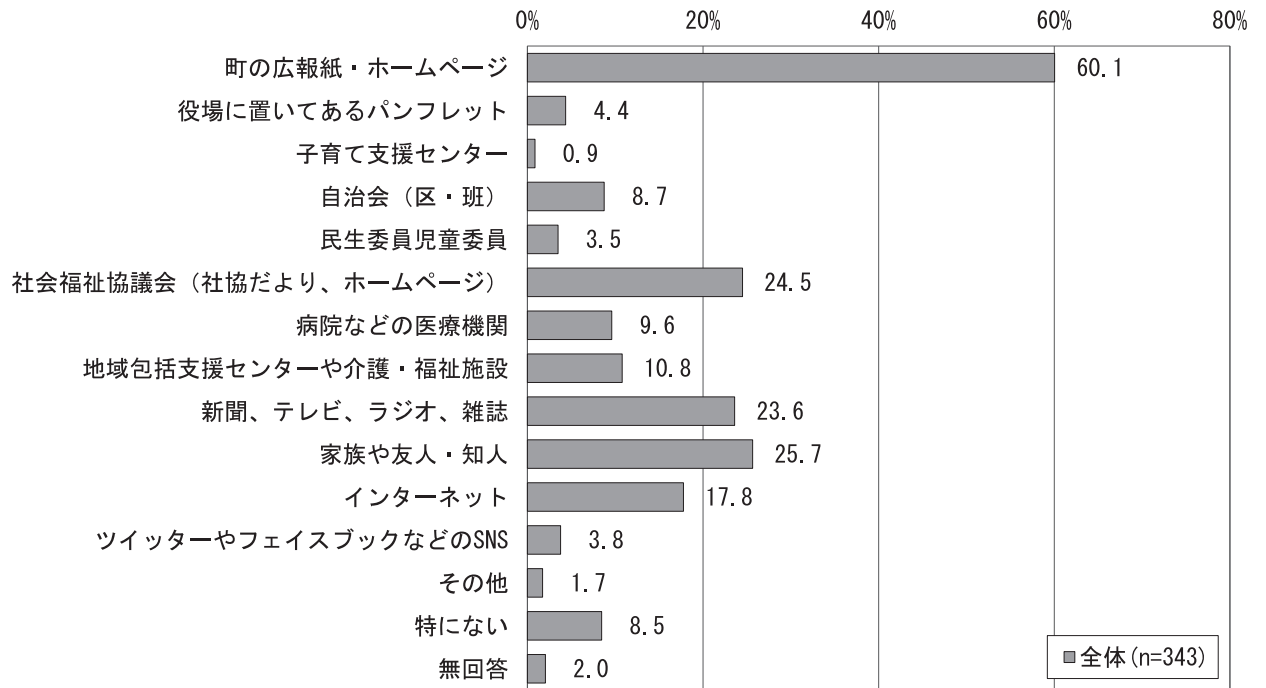
問 19 日々の生活での悩みや不安を、あなたは主に誰またはどこへ相談しますか。(複数回答)



問 20 あなたが知りたい福祉の情報は何ですか。(複数回答可)

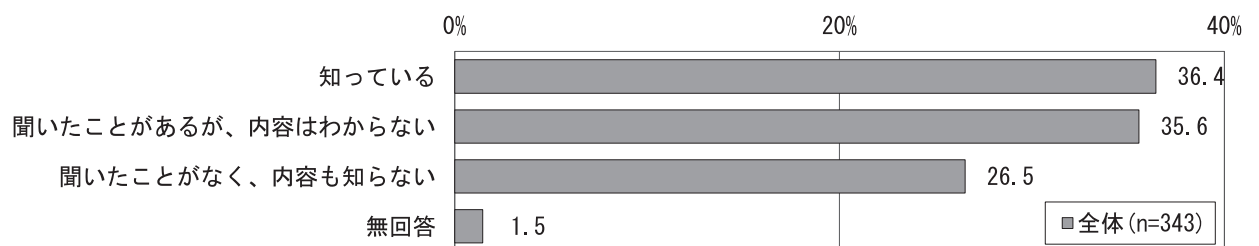


問21 あなたは、福祉に関する情報をどこから入手していますか。(複数回答可)

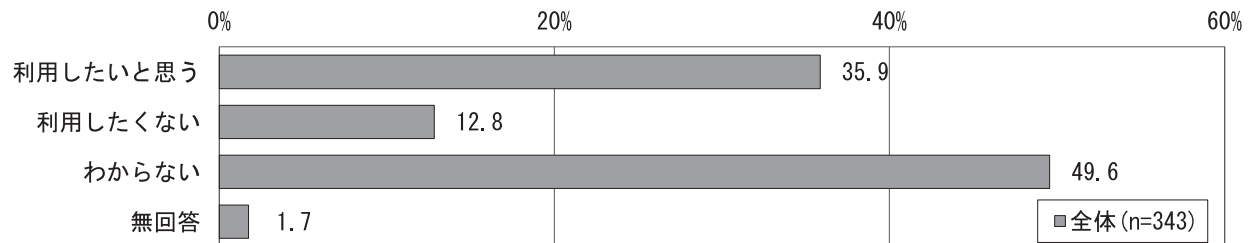


・これからの福祉のために必要なこと

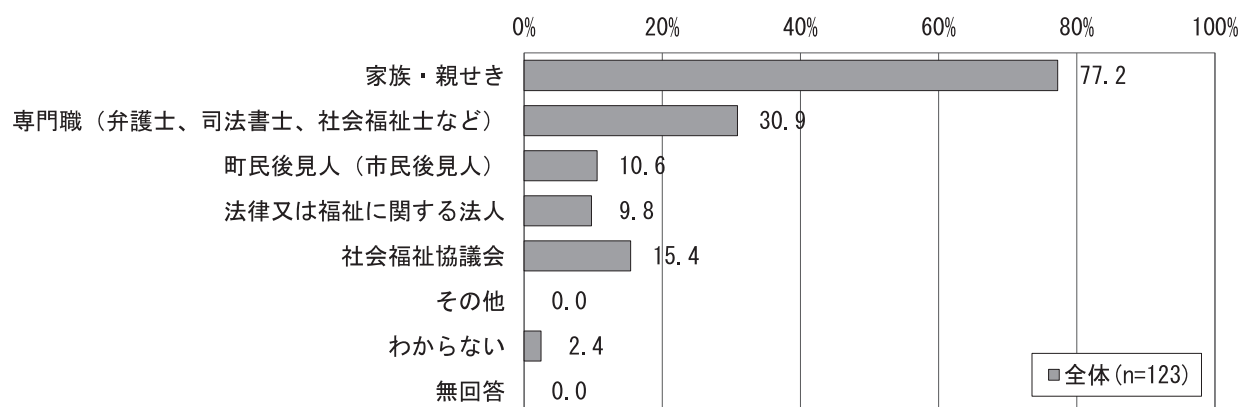
問22 「成年後見制度」について知っていますか。



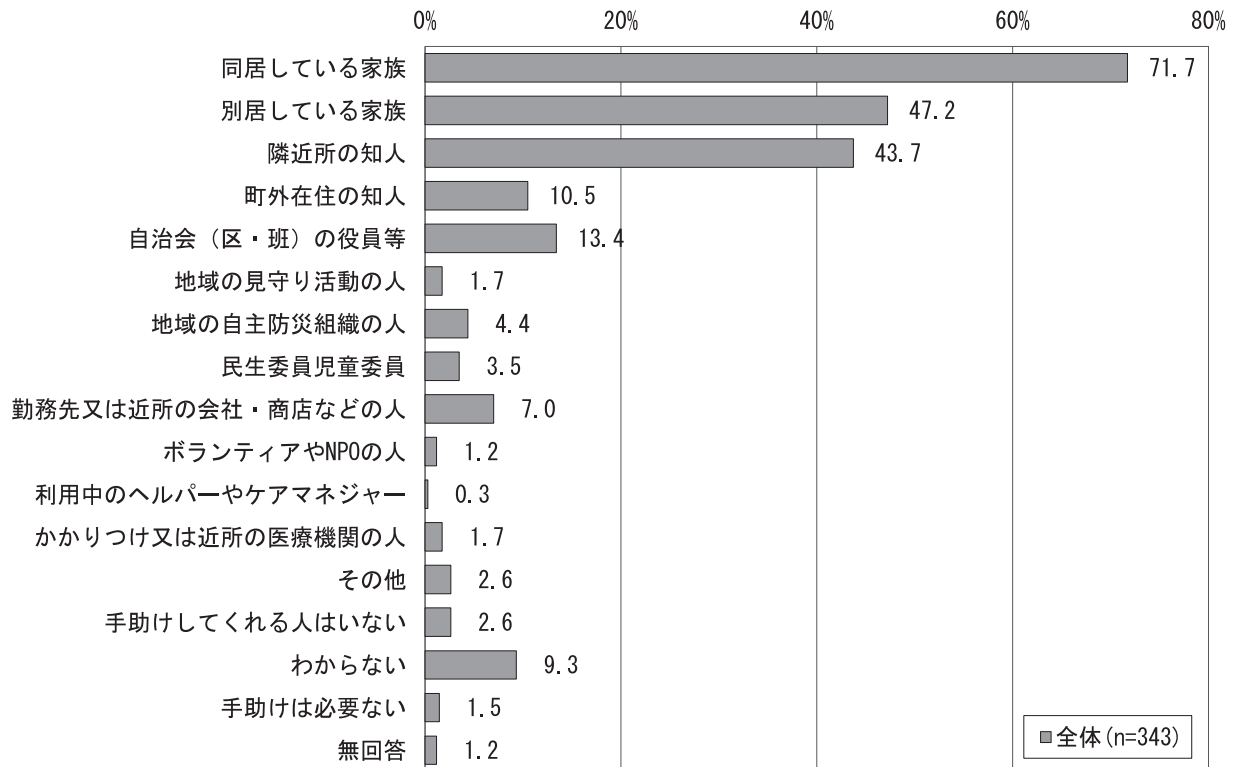
問 23 あなたやあなたの家族が認知症などで判断が十分にできなくなったとき、「成年後見制度」を利用したいと思いますか。



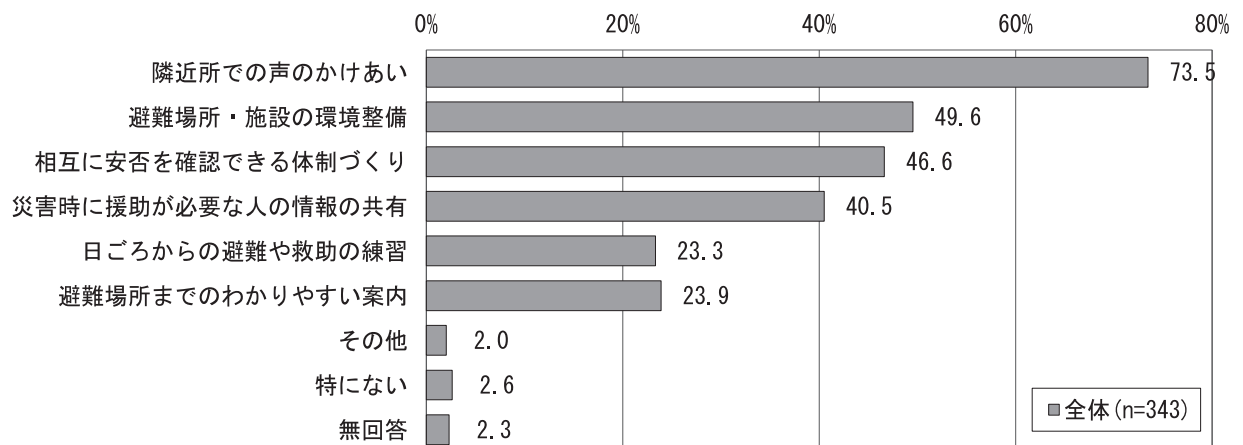
問 24 後見人は誰になってもらいたいと思いますか。(複数回答可)
※問 23 で「利用したいと思う」と回答した方に質問



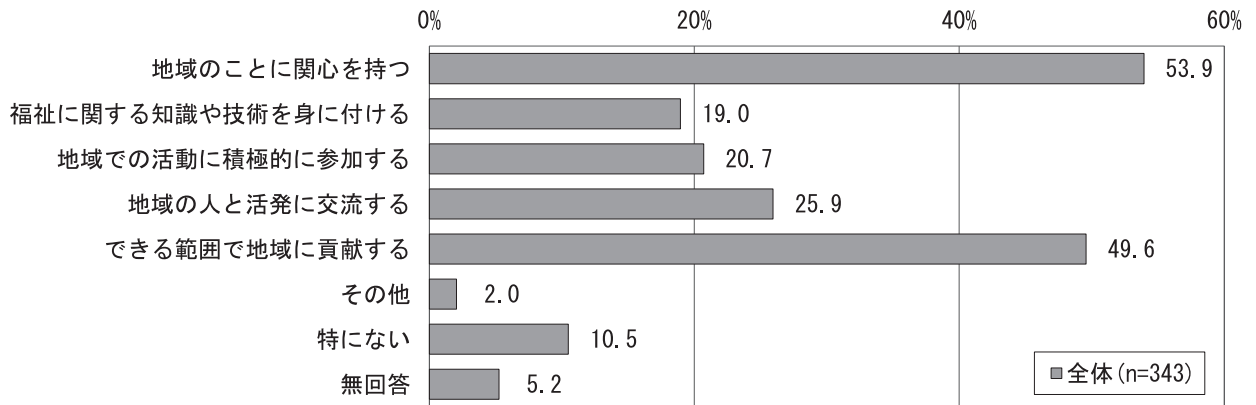
問 25 災害時に、あなたの手助けをしてくれる人はいますか。(複数回答可)



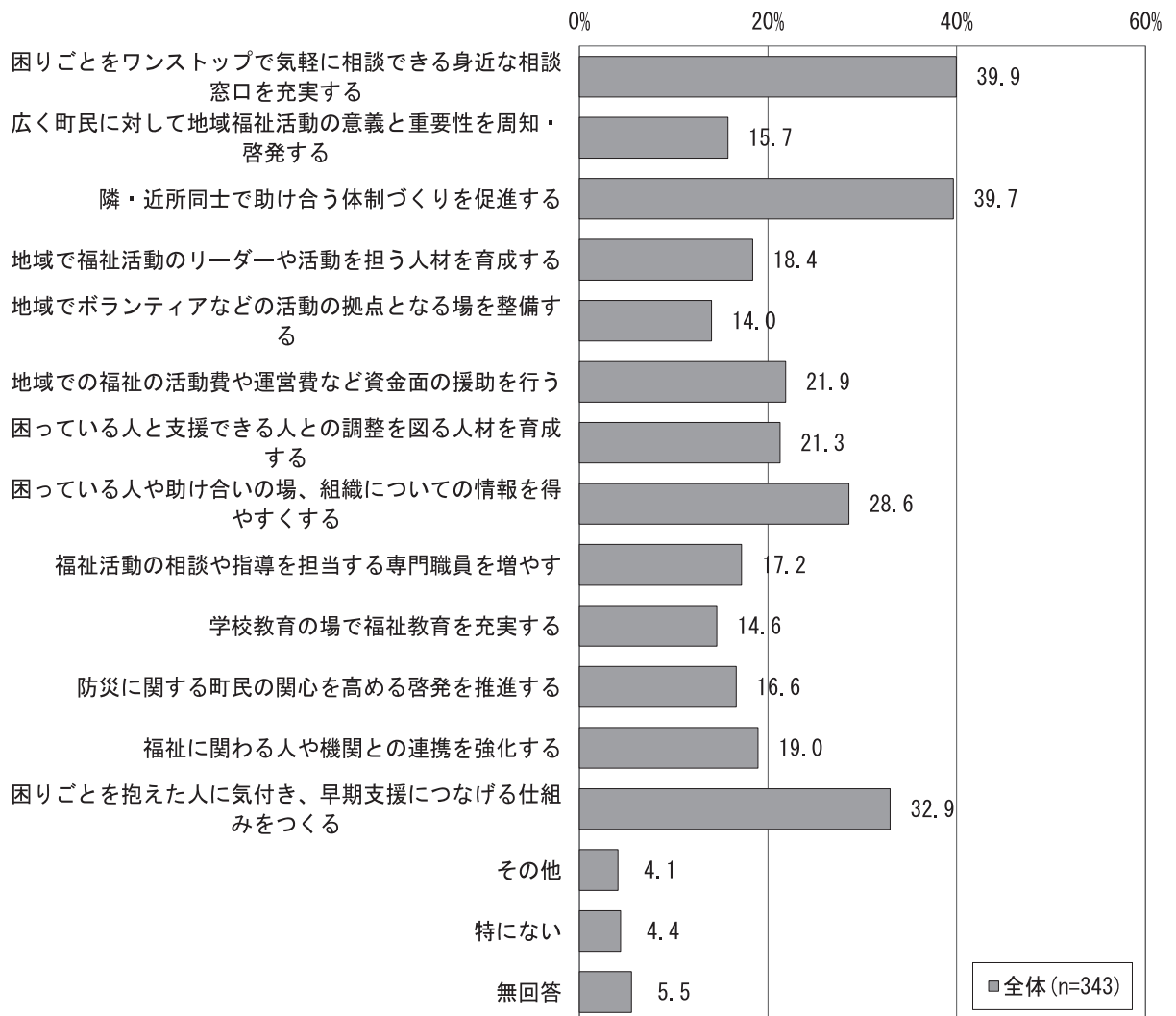
問 26 防災対策として地域で重要だと思うことは何ですか。(複数回答可)



問 27 地域福祉を推進するために、今後、あなた自身ができることは何ですか。(3つまで)



問 28 地域福祉を推進するために、行政としてどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(5つまで)



問 29 町民同士の自主的なささえあい・たすけあい、福祉サービスの充実、地域の困りごとなど、地域福祉に関するご提案やご意見等をご記入ください。(抜粋)

- ・町民同士が助け合えるよう、若い世代の移住者が増えて欲しい。移住者が増えるような福祉、子育ての支援や住居の充実ができれば嬉しいです。(30代)
- ・コロナ禍で町民同士が集まることが無くなり、今後どうなっていくのか不安に思います。様々な世代の人が定期的集まりやすい機会が欲しい。(40代)
- ・災害時の安否確認など、自治会、防災士等が活動しやすい組織づくり。(50代)
- ・障がい者や高齢者、子育て世帯等福祉の相談が気軽にできる窓口が一つあれば良いと思います。(50代)
- ・巡回バスがあるが停留所まで遠いので利用が困難。ドア to ドアで対応して欲しい。(50代)
- ・困っている人、支援が欲しい人を支援できる人が支え、相談にのる。こうした体制が地域に波及することを願っています。(60代)
- ・各自治会の福祉委員や民生委員の役割、社会福祉協議会の役割の明確化と各々の連携のあり方について、再構築が必要と考える。(60代)
- ・自治会単位で自治会役員、民生委員、福祉委員、愛育委員などの縦の役員を横に繋ぐ会を開催すべきである。
- ・周りはみんな、人の手助けのできる人はいない。助け合う気持ちはあってもできません。病院の通院など自分のことがやっとならなくて、人に迷惑をかけまいとする気持ちだけ。(70代)

資料 2

○吉備中央町地域福祉計画策定委員会規則

平成 29 年吉備中央町規則第 3 号

吉備中央町地域福祉計画策定委員会規則

(設置)

第 1 条 吉備中央町地域福祉計画の策定について広く町民各層の意見を聴取することにより、効果的な計画作りを推進するため、吉備中央町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議及び検討を行う。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 18 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉団体関係者
- (3) 地域団体関係者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とする。

2 委員が欠けた場合に補充した補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 公職にあることにより選任された委員は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

(役員)

第 5 条 委員会に、委員の互選により委員長 1 人、副委員長 1 人を置く。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、町長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、吉備中央町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年吉備中央町条例第57号)の定めるところに
よる。ただし、常勤の地方公共団体職員の委員へは支給しない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が町長の承認を
得て別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

資料3

○地域福祉計画策定委員名簿

団体等	氏名	備考
ノートルダム清心女子大学	中井俊雄	委員長
議会議員	日名義人	副委員長
民生委員児童委員	古谷和寿	
老人クラブ	上田萬壽男	
社会福祉協議会	杉山芳子	
愛育委員会	石井瑞枝	
医療機関	林周児	
介護事業所	若林健治	
障害事業所	三村恭一	
園長会	杉山孝子	
放課後児童クラブ	奥山貴子	
町民後見人	清水美恵子	
公民館	土居進	
自主防災組織	藤森庸司	
地区社協	山岡節夫	
通いの場	高藤典子	
通所付添サポーター	岡崎達雄	
備前県民局健康福祉部	嶋田武	

資料4

○地域福祉計画の策定経過

開催年月日	事 項	開催会場
令和5年 6月27日～7月14日	アンケート調査発送・回収	
令和5年9月25日	事務局会議	賀陽庁舎会議室
令和5年9月27日	第1回計画策定委員会	農業振興センター
令和5年12月26日	事務局会議	ロマン高原かよう総合会館
令和6年1月10日	第2回計画策定委員会	農業振興センター
令和6年2月1日	事務局会議	賀陽庁舎会議室
令和6年2月16日	第3回計画策定委員会	農業振興センター
令和6年2月26日	議会民生教育常任委員会	賀陽庁舎委員会室
令和6年 2月28日～3月13日	パブリックコメント募集	行政窓口等
令和6年3月22日	第4回計画策定委員会	農業振興センター
令和6年3月	計画公表	

吉備中央町地域福祉計画

- 発行 令和6年3月
- 発行者 岡山県吉備中央町
- 問合せ先 吉備中央町福祉課
〒716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野 1-2
TEL 0866-54-1317
FAX 0866-54-1306
E-mail fukushi@town.kibichuo.lg.jp